

経済産業省貿易経済協力局 御中

令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業
(CITES許可書デジタル化に係る国際動向調査)

最終報告書

PwCコンサルティング合同会社
令和4年3月25日(金)



目次

1. 本事業の実施概要
2. 諸外国におけるCITESデジタル化の取組状況
3. 我が国におけるCITES関連業務/システムの現状
4. 我が国におけるCITESデジタル化方針と移行計画案

1. 本事業の実施概要

1. 本事業の背景/目的
2. 本事業の進め方/実施スケジュール

1.1. 本事業の背景/目的

背景/目的

- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定)」でも明示されているように、書面や対面といったデジタルによる完結を阻む要件・要因は感染症の感染拡大の防止の妨げとなるだけでなく、今後の経済の回復局面、さらにはデジタル化による社会変革を進める際の官民双方の生産性向上の妨げにもつながりかねない。
- 貿易管理関係法令にかかる手続きにおいても例外なく対処方法の検討を進めているが、手続きに必要な資料の中には規定により署名や紙発給を要するものがあり、当該手続きのデジタル完結を阻んでいるのが実状である。
- 本事業では、手続きのデジタル完結が遂行できない業務のひとつである、ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約))により規制される種の貿易取引の際に提出が必要となる許可書(以下、「CITES」という)に関する業務を取り上げ、CITESデジタル化の実現方法について調査検討する。
- 本事業におけるCITESデジタル化の実現方法の調査の実施内容として、以下の内容を本紙で取りまとめる。
 - 諸外国におけるCITESデジタル化の取組状況
 - 我が国におけるCITES関連業務/システムの現状
 - 我が国におけるCITESデジタル化方針と移行計画

1.2. 事業の実施スケジュール

		2021年																2022年															
		9月					10月				11月					12月				1月					2月				3月				
		1	6	13	20	27	4	11	18	25	1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28	7	14	21	28	
1	CITESデジタル化に向けた国際動向の整理																																報告書作成 (Agenda2)
2	国際動向を踏まえた理想的なシステム構成の提示																																報告書作成 (Agenda4)
3	我が国におけるインフラ状況の確認																																報告書作成 (Agenda3)
4	我が国におけるCITESデジタル化に向けた移行計画案の作成																																報告書作成 (Agenda4)

公開情報調査

ヒアリング対象国選定・実施調整

ヒアリング実施 (8か国)

初期案の検討

インフラ構成案の協議

移行計画の検討

報告書作成
(Agenda2)

報告書作成
(Agenda4)

報告書作成
(Agenda3)

報告書作成
(Agenda4)

2. 諸外国におけるCITESデジタル化の取組状況

1. 調査対象国と実施方法
2. 調査結果の要旨
3. ヒアリング結果詳細

2.1. 調査対象国と調査方法

諸外国のCITESデジタル化の取組状況の調査として、日本のCITES貨物貿易相手国の上位国を対象に、国連の公開資料に基づく机上調査及び電話会議でのヒアリングを実施した。

■2020年度 日本のCITES貨物貿易相手国の上位国(調査対象国)

No.	国名	輸入件数		輸出件数		総計	構成比	累積
		動物	植物	動物	植物			
1	フランス	5,393	1,956	285	971	8,605	13.1%	13.1%
2	台湾	504	7,358	105	496	8,463	12.9%	26.0%
3	スイス	6,566	98	616	17	7,297	11.1%	37.1%
4	イタリア	4,892	51	449	113	5,505	8.4%	45.5%
5	シンガポール	3,611	243	199	583	4,636	7.1%	52.6%
6	アメリカ	326	954	336	1,944	3,560	5.4%	58.0%
7	ドイツ	1,017	318	86	1,333	2,754	4.2%	62.2%
8	中国	430	767	173	1,142	2,512	3.8%	66.0%
9	香港	1,101	115	337	708	2,261	3.4%	69.5%
10	エクアドル	2	2,202	0	0	2,204	3.4%	72.8%
11	タイ	414	1284	83	315	2,096	3.2%	76.0%
12	韓国	799	305	112	532	1,748	2.7%	78.7%
13	ベトナム	1,136	211	16	123	1,486	2.3%	81.0%
14	オーストラリア	718	77	111	379	1,285	2.0%	82.9%
15	UK	527	246	101	383	1,257	1.9%	84.8%
16	ロシア	11	174	27	718	930	1.4%	86.3%
17	ベルギー	863	24	23	11	921	1.4%	87.7%
18	インドネシア	504	198	9	95	806	1.2%	88.9%
19	フィリピン	191	520	24	50	785	1.2%	90.1%

2.2. 調査結果の要旨(ヒアリング実施国)

電話会議によるヒアリングで以下8カ国にCITESデジタル化の取組状況を確認した結果、電子的な申請と許可書の電子発給は実施中の国が多く、電子申請率も高い。一方で各国CITES管理当局間(MA)のデータ連携や自国税関とのデータ連携は原則紙ベースとなっている。

国名	輸出				輸入				特記事項
	電子申請	電子許可	電子連携		電子申請	電子許可	電子連携		
			通関	他国MA			通関	他国MA	
シンガポール	○	○	×	×	○	○	×	×	原則電子申請、申請者が指定印刷機を準備できる場合、許可書元本を印刷可能。通関や他国MAとの電子連携は不可。
スイス	○	○	×	△ ※PoC	×	×	×	△ ※PoC	原則電子申請、申請者自身で指定場所にて許可書元本を印刷可能。自国通関との連携は不可能。他国MAとの連携はノルウェーとPoC実証実施済み。
台湾	○	×	×	×	○	×	×	×	全件電子申請。電子署名は行っておらず、自国通関や他国MAとの連携も不可能。今後は通関と連携し、電子ライセンスの番号での通関申告を可能とする見込み。
ベルギー	○	○	×	×	○	○	×	×	原則電子申請、国連が提供する規制対象種DBである「Species+」と連携したシステムを保有。EU域内移動書やCITES許可書を加盟国間で連携するEU hubを開発中。
オーストラリア	○	○	△ ※電子メール利用	×	○	○	△ ※電子メール利用	×	原則電子申請、Microsoft社製システムをカスタマイズ開発して利用中であり、通関へCITES許可書データを伝達可能。
ベトナム	○	○	△ ※NSW利用	×	○	○	△ ※NSW利用	×	CITES MAシステムとNSWの両方で電子申請受付中であるが、電子申請の利用率は低い。National Single Windowでの電子申請の場合、通関がNSW上で許可書データを閲覧可能。
香港	○	×	×	×	×	×	×	×	CITES輸出許可書は電子申請可能。輸入と再輸出を全てDB上で管理し、輸入と紐づかせている。
UK(略称)	×	×	×	×	×	×	×	×	現在はCITESデジタル化は実現せず、今後2,3年を目標に、独自ポータル設計の上で電子申請導入に優先的に着手する見込み。

2.2. 調査結果の要旨（机上調査の実施国）

ヒアリング依頼に対して回答が得られなかった以下11カ国のCITESデジタル化の取組状況は公開資料を調査。輸出においてはヒアリング実施国と同様に電子申請と電子許可は実現されているが、自国通関や各国MAとのデータ連携は未実現であると考えられる。

出典：CITES Country Profile内の各国Reports

出典: [CITES Country Profile](#) 内の各国Reports

国名	輸出				輸入				特記事項
	電子申請	電子許可	電子連携		電子申請	電子許可	電子連携		
			通関	他国MA			通関	他国MA	
中国	○	×	×	×	○	×	×	×	-
韓国	○	×	○	×	○	×	○	×	-
タイ	○	○	×	×	○	○	×	×	Asian Single Windowを見据えて、自国内でNational Single Windowを利用中。
インドネシア	○	○	×	×	○	○	×	×	Asian Single Windowを見据えて、自国内でNational Single Windowを利用中。
フィリピン	○	○	×	×	○	○	×	×	ASYCUDA公式HP によると、UNCTADが提供するeCITESプラットフォームであるASYCUDAを導入して利用。
フランス	○	○	○	×	○	○	○	×	通関システムと連携し、リアルタイムにCITES許可書の使用状況を把握可能。スイスと許可書の電子連携を検討中。
イタリア	○	○	×	×	○	○	×	×	-
ドイツ	○	×	×	×	○	×	×	×	-
アメリカ	○	○	×	×	○	○	×	×	-
エクアドル	?	?	?	?	?	?	?	?	公開情報なし。
ロシア	○	×	×	×	○	×	×	×	将来的に電子署名制度を導入する計画あり。

9

2.2. 調査結果の要旨(総括)

ヒアリング及び公開資料より、諸外国では多くの国が高い電子申請率を誇り、電子許可についても凡その国で実現が出来ている一方で、自国通関や他国MAとの許可情報の電子連携はどの国も実現に至っていないことが分かった。

プロセス	CITESデジタル化の取組状況
電子申請	<u>CITES許可申請の電子申請は多くの国で実施中</u> • CITES MAもしくは担当官庁専用のプラットフォームを持ち備えていることが多く、システム導入の際は利用者とのUATを通して申請者に必要な入力支援機能などを追加することで電子申請率向上につなげている。 • 国際動向として申請方法を原則電子申請としている割合は高く、紙申請は例外的な位置づけである。
電子許可 (審査* / 発給)	<u>CITES許可書を電子的に申請者へ発給する国も多くあるが、制度上の都合によりCITES許可書は依然紙で発給</u> • 多くの国において、専用プラットフォームで審査業務をし、例外的に受け付けた紙申請はCITES MAがシステム記入している。また、科学当局も直接当システムを利用しており、申請の確認や助言記入を行っている。 • CITES許可書の発給は、現状どの国も相手国が発給したCITES許可書の提出を必要としているため、各国全て紙発給している • 紙発給した許可書における署名形態(電子署名か直接署名か)は国によってばらつきがある。
自国通関連携 (通関申告/裏書)	<u>貿易手続きにおけるシングルウィンドウを実現出来ている国を除き、殆どの国で自国通関とのデータ連携は実現していない</u> • CITES規制対象貨物の場合、日本と同様、税関申告時にCITES許可書原本が求められ、通関はCITES許可書原本に裏書する。 • 税関とのデータ連携については、CITES MAと別のシステムを使用していることが多く、システム連携を実現中の国はないと考えられる。例外的に、既成システムをカスタマイズしているオーストラリアやNational Single Windowを導入しているベトナムは条件付きでデータ連携できている。フランスは部分的にシステム連携している想定だが、実態は把握できていない。
他国MA連携	<u>一部の各国管理当局(MA)間での実証段階であり、実手続きにおけるデータ連携は実現していない</u> • 他国MAへとのデータ連携を実現中の国はない。許可書の確認は、該当国CITES MAへ電子メールなどで確認を実施している。 • スイスはノルウェーMA等とElectronic Permit Information Exchange (EPIX)のPoC検証を実施しているが、導入にはつながっていない。

2.3. ヒアリング結果詳細 – シンガポール

シンガポールにおける政府許可書受付システムは一本化されており、CITES許可申請はオンライン申請のみ許容している。加えて、申請種による承認プロセスを省略や、CITES許可書のセルフ印刷促進などによって、デジタル化による業務効率化を図っている。

- 貿易手続きにおける政府機関の許可申請は“GoBusiness License Portal”というシステムに一本化されており、CITES許可書申請は本システム内の“LicenseOne”というポータルで申請を受け付けている。システム使用時には国民番号または法人番号により本人認証している。
- シンガポールにおけるCITES許可申請は本ポータルを介した電子申請のみ受け付けており、例外的な手段としても紙申請は受け付けておらず、CITES MAがオンライン申請を補助することで、申請から許可までは全てを電子化している。
- 申請書ごとに割り当てられた固有の番号により、申請書を区別しており、申請書類の不備は電子メールやショートメッセージ経由で申請者へ連絡している。
- 輸出入対象の種によって、濃淡をつけた審査を実施しており、絶滅危惧性の低い種などは、申請書類に不備が無ければ、自動的に承認している。最終承認者の署名も自動で添付され、許可書は透かし入りの様式で作成される。
- 許可書は基本的に紙原本を交付しているが、申請者による電子ライセンスのセルフ印刷を促進しており、定期的にCITES規制対象種の輸出入を行う申請者は約7割がセルフ印刷している。セルフ印刷には政府が定める規格にあった特殊印刷機(透かし印刷などに対応可能なモデル)が必要であり、印刷前にCITES MAと共にトライアル印刷を実施することで印刷機の認証/承認を得る必要がある。
- シンガポールでの通関申告などは“TradeNet”という別システムを使用しており、自国税関とのCITES許可書データの電子連携は実現出来ていない。ただし、CITES規制対象種の通関申告時に、“TradeNet”での通関許可書発行プロセスにCITES MAが加わり、内容を確認している。また、各国MAとの許可書の電子連携は実現出来ていない。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	×	×
- 輸出は大半が再輸出であり、輸入時にStock Cardのデータと紐づけて管理。 - 絶滅危惧性の低い種の再輸出許可は、輸入時に記録するStock Cardを用いて申請した後、申請書に不備がなければ自動的に承認される。申請書の不備を確認した事務官により、MAの電子署名が最終承認者として貼付される。 - CITES許可書貼付のQRコード認証は開発中であり、シンガポール国内のCITES MAのみが読取可能。今後は、各国MAや自国税関などによるCITES許可書の内容確認のため、QRコードによるデータの読取を普及させることを志向している。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	×	×
- 輸入許可書申請時には輸出国が発給したCITES輸出許可書の写しの提出が必要であり、管理当局による輸入許可書発行後に通関申告する。 - シンガポールの通関システムであるTradeNetで通関申告が可能であり、通関が発行する許可書(Cargo Clearance Permit)はTradeNet上で印刷できる。通関時にはCITES許可書と通関が発行する許可書を合わせて提出する必要がある。 - 輸入動植物の入国時にはStock Cardを記載して提出する必要があるが、CITES MAではこのStock Cardを確認し、システムで登録されている輸入者と動植物を紐づけて管理している。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – スイス

スイスはCITESデジタル化に対する取組を積極的に行っており、CITES許可書データの電子連携は他国に先んじてノルウェーやフランスとPoC実施中。一方で、自国通関との連携や輸入申請の電子化は電子化まで至っていない。

- スイスではCITES MA独自のCITES許可書に関するポータルシステムを保有しており、原則オンライン申請で申請を受け付けており、CITES輸出許可書申請はおよそ98%以上が本システムを使用した電子申請となっている。なお、本システム利用時には掲題番号での本人認証が必要である。
- CITES MAは本システム上で申請書類の確認、科学当局の確認、そして電子署名の貼付をした許可書の発行までを実施している。
- 輸入において、小規模法人や個人申請者はPDFフォームを用いて申請をし、CITES MAがCITES DBに申請内容を打ち込み記録している。しかし、大規模法人の場合は、取引量が多い為、輸入承認が必要なく、国境検疫所にて直接CITES輸出国許可書と実貨物を比較している。
- 電子許可について、[第18](#)回Conference of the Parties to CITESで定められた電子署名の規格に基づいて、CITES MA 最終承認者の署名が貼付される。
- CITES許可書は電子で交付しており、申請者は所定のCITES MA事務局と商工会議所で直接印刷することができる。CITES許可書の真正性を担保するため、印刷用紙の指定、印刷回数を制限している。
- 自国通関は、“e-dec”というシステムを使用して電子的な輸出入申告を受け付けているが、自国通関へのCITES許可書データの電子連携は実現出来ていない。将来的に自国通関との連携を期待しているが、具体的な計画はまだ存在しない。
- 各国MAとの電子連携については、ノルウェーやフランスと電子データ連携のパイロット検証を実施している。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	×	△ ※PoC中
• 輸出はウォッチストラップを主とする輸入品の再輸出が大半を占め、約40%がEU域内への輸出である。 • CITES貨物の輸出申告時には、出国検疫所を指定する必要があり、指定検疫所においてCITES MAが貨物を検査している。 • 相手国MAがCITES許可書の内容についてスイスMAへ確認する場合は、電話で受け付けている。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
×	×	×	△ ※PoC中
• スイスにおいてもCITES規制対象である特定種の輸入においては、輸入許可書の発給が必要である。小規模の輸入業者は郵送もしくは電子メールなどで申請する。ただし、輸入の大半を占める取引量/数が大きい企業については、輸入許可が不要。 • 国境検疫所(Border Post)はスイス国内に5か所あり、国境検疫所に貨物が持ち込まれる際に、許可書書類等の必要書類を提出する。 • 国境検疫所で提出された相手国CITES許可書とCITES DBに記入された輸出内容をもって、その後の再輸出貨物申請との紐づけを行い、再輸出許可書を発行している。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – 台湾

台湾は2005年から電子申請制度を取り入れ、現在全申請が電子申請である。税関申告時にCITES許可書の原本提出が必要なため、許可書を紙発給/交付中。今後の計画としては、税関との連携を果たし、許可書原本ではなく、許可書番号を用いて通関申告する見込み。

- 電子申請について、担当官庁である Bureau of Foreign Trade (BOFT)の申請を取りまとめるポータルシステム “Electronic Visa System for Export/Import of Commodities”を保有しており、CITES許可書申請は2021年現在で全件が電子申請である。2年間の構築期間を経て2005年から本システムを導入している。なお、本システム利用時には本人認証が必要なアカウント登録、もしくは政府機関が発行するMOEACA IC Cardを登録する必要がある。
- 自国通関申告時にCITES許可書の原本提出が必要なため、許可書の発給は管理当局にて紙で発給しており、紙原本に対して署名や捺印がなされている。許可書の交付は日本と同様、郵送または窓口で交付される。
- 自国通関は手続きの電子化にあたり、別システムを使用しており、自国通関に対するCITES許可書データのデータ連携は実現出来ていない。
- 今後の計画としてeCITESを実現すべく、税関とシステム連携し、電子ライセンス発給の上、通関申告時にはCITES許可書の紙原本ではなく、電子ライセンス番号で通関申告を可能にする見込み。加えて、相手国ともシステム連携を行うことで自国通関から相手国税関/管理当局へ直接CITES許可書情報を受け渡す仕組みを検討している。なお、この際に通関による裏書結果がCITES許可書情報と異なることを想定していない。
- 各国MAとのCITES許可書の電子連携については、複数国と実証に向けて協議している段階である。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	×	×	×
- CITES輸出許可書は例外なくすべて電子申請である。ただし、CITES許可書の発給（署名、捺印）や交付は全て紙原本に対してオフラインで行われる。 - CITES許可書は平均的に1～3営業日のリードタイムで発給される。 - CITES MAが使用するシステム上でのCITES許可書の印刷は1回に制限している。 - CITES MAが使用するシステムは通関側のシステムである“Advance Cargo Information System”とシステム連携できていないが、将来的なデータ連携に向けて、検討を開始している。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	×	×	×
台湾当局が計画している今後のCITES手続きは、台湾税関が使用するSingle Windowポータルと相手国の税関システムを直接連携することで、CITES許可書の紙原本発給/提出を撤廃することである。台湾内での通関申告時にも、CITES許可書原本を提出するのではなく、電子ライセンスの番号を用いて申告することを想定している。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – ベルギー

ベルギーは2015年からCITES許可申請は原則電子申請としており、電子署名を添付した許可の電子化を実現済み。2022年末を目途にEUで構築が進められるデータ連携システム(EU hub)で、EU域内の許可データの電子連携の実現を目指している。

- CITES MA独自でCITES許可書に関するポータルシステムを構築しており、CITES貨物の輸出入に係る管理当局への申請は原則オンライン申請としている。電子申請の割合は99%程度であり、個人事業主などの1%程度が例外的に郵送などによる紙申請をしている。紙で受け付けた申請はCITES MAが申請内容をシステムに登録し、データ化している。
- 本ポータルシステムにより、CITES許可申請、審査、許可は全て電子化されており、特定種の輸出入にあたり必要となる科学当局の助言も本システム上で行われる。
- 電子許可について、第18回Conference of the Parties to CITESで定められた電子署名の規格に基づいて、CITES MA 最終承認者の署名が貼付される。
- CITES許可書はCITES MAで紙原本を印刷し、紙原本を申請者へ交付している。許可書の電子化は行っておらず、申請者自身による印刷も許容していない。
- 自国通関は別システムを使用しているため、自国通関とのCITES許可書のデータ連携は実現出来ていない。
- 各国MAとのCITES許可書データ連携についても、2021年現在は実現出来ていないが、EU加盟国間のデータ連携システム(EU Hub)の構築が進められており、EU Hubを用いることでEU加盟国の通関やMAとのCITES許可書データの電子連携が実現する見込みである。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	×	×
• 許可書の発給申請は原則電子申請としている。例外的に郵送などでの紙申請を受け付ける場合もあり、紙申請の内容をCITES MAがシステムへ登録している。 • 申請のオンラインシステムは国連が提供するCITES規制対象種データ(Species+)と連携しており、日次でデータが更新される。 • CITES許可書の発給は平均的に3～5日程度のリードタイムで発給されるが、申請内容によっては、最短半日で発給されることもある。 • CITES許可書は特殊な用紙に印刷され、許可書に貼付されるQRコードを読取ことで、CITES DB上の許可書情報を参照することが可能である。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	×	×
• 台湾当局が計画している今後のCITES手続きは、台湾税関が使用するSingle Windowポータルと相手国の税関システムを直接連携することで、CITES許可書の紙原本発給/提出を撤廃することである。台湾内での通関申告時にも、CITES許可書原本を提出するのではなく、電子ライセンスの番号を用いて申告することを想定している。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – オーストラリア

オーストラリアにおけるCITES許可申請は原則電子申請としており、CITES許可書データはメールベースではあるが通関システムと連携することで電子データに基づく通関申告が可能である。

- CITES許可申請はポータルシステムで受け付けており、99%以上が本システムを使用した電子申請となっている。申請者への申請内容の入力支援のため、国連が提供するCITES規制対象種のデータベース(Species+)と接続している。受け付けた申請情報は自国内で管理しているCITES DBに連携され、CITES MAが申請内容を確認している。
- 本ポータルシステムはMicrosoft社製のシステムをカスタマイズすることで開発しており、導入時には利用者の利便性を高めるため、CITES許可書の発給を定期的に申請する事業者とUATを実施しており、1年程度のパイロット検証を実施した上で、サービスを展開した。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、申請内容をシステム上で審査している。審査後にCITES MAから自国通関へCITES許可書データをメールで送付することで、通関システム(Integrated Cargo)に自動的にデータが登録される。
- CITES許可書は相手国の通関やMAに提出が必要であるため、紙原本も交付しているが、オーストラリア国内における通関手続きにおいては紙原本の提出は不要としている。
- 各国MAとのCITES許可書データの電子連携は実現出来ておらず、実証実験などの計画もない。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	△ ※メール連携	×
• 再輸出は輸入情報と紐づけて管理している。 • CITES許可書の発給には平均的に一週間以上が所要される。 • 発給されたCITES許可書はCITES MAから通関へ電子メールにXMLファイルを貼付する形で共有しており、このファイルのデータは税関のシステムに自動で登録されるため、通関申告時にはCITES許可書の紙原本が不要である。ただし、このCITES許可書データの連携は断片的でありタイムリーに更新等が自動連携されない。 • しかし、輸入国へはCITES許可書の紙原本提出が必要なため、相手国提出用にCITES MAではCITES許可書の紙原本を発給中。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	△ ※メール連携	×
• 使用システムは他の官公庁における許可書申請にも使われる共通プラットフォームであり、企業ごとに許可書の発給状況を確認できる仕組みである。 • CITES許可書等において、コロナ禍においてはオフィスでの直接署名や捺印が難しいため、電子署名をしている。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – ベトナム

ベトナムはNational Single Window(以下、NSW)を通したCITES許可の電子申請を受け付けており、通関手続きにおいても同一システムを利用していることから、CITES申請から通関申告までオンライン上で行うことが可能である。電子申請の利用率は20%未満と低い。

- 自国内の政府系手続き/輸出入手続きのシングルウィンドウシステム (NSW)を通じたオンライン申請を受け付けているが、電子申請率は20%未満であり、依然として紙申請が主流である。紙申請の場合、CITES許可書は印刷した紙原本に対して、CITES MAで署名・捺印の上、申請者へ郵送または窓口受取で交付している。
- NSWを利用した電子申請の場合、CITES許可書はNSWに電子データとして登録される。自国通関に対する輸出入申告においても、NSWを利用した電子申告を受け付けており、CITES MAが発給した電子許可データに基づく電子申告が可能である。
- CITES許可書申請を紙申請で受け付けた場合は、CITES MAが紙原本で交付したCITES許可書を通関申告時に提出する必要があり、審査過程において、税関当局はCITES MAへ許可書内容の確からしさを確認している。
- 各国MAとのCITES許可書データの電子連携は実現出来ていない。
- CITES手続きの更なる電子化に向けて、2022年中にCITES許可書に対する電子署名の対応、2023年目途に各国MAとのCITES許可書データの電子連携の検討を開始する見込みである。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	△ ※NSW利用時のみ	×
• 政府系機関に対するオンライン申請は、申請の種類によって、“NSW”または“Public Service System”のいずれかのシステムで受け付けている。 • CITESに関する申請はNSW上でオンライン申請を受け付けており、NSWを利用して申請され、発給されたCITES許可データは全てNSWのDBで管理される。 • 紙申請の場合、申請内容をCITES MAがExcelファイルに入力し、ExcelをPublic Service Systemに登録して、データを管理している。 • 将来的には、NSWとPublic Service Systemを統合することで、データを一元化管理する見込み。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	○	△ ※NSW利用時のみ	×
• 紙申請と電子申請では審査や交付の形態が異なる。NSWを通した電子申請は申請者の入力支援をし、NSW上で申請書類を精査するため、書類不備は速やかに申請者へ連絡が届く。 • なお、CITES許可書は、日本と同様に通関申告前に取得する必要がある。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – 香港

香港ではCITES手続きのデジタル化はあまり進んでおらず、管理当局は主に輸入されたワシントン条約規制対象貨物の自国内での取引状況と、派生した再輸出のデータ管理に注力している。

- 香港のCITES MAは大きく、許認可(Licensing)、検査(Inspection)、監視/監督(Enforcement)の3つの機能を担っており、CITES規制貨物の許可書発給手続きに限らず、対象動植物の検査、違法行為や不正取引の記録管理などを実施している。
- 香港は土地柄として、輸入されたCITES貨物の殆どが再輸出される。再輸出時の原産地の虚偽申告などの不正防止のため、香港内のCITES規制対象貨物は全てStock Cardで管理しており、香港内におけるCITES貨物の状況や香港内での取引状況を全てCITES MAが管理している。
- 定期的に該当動植物の検査(Inspection)を通じて、実地検査も実施している。
- CITES許可申請のプラットフォームシステムを保有しているが、申請を受け付ける機能のみであり、電子許可は実現出来ていない。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
○	×	×	×
- 輸出の際は、公的に認証された繁殖証明書や原産地証明書内容を登録し、その動植物数から輸出分を差し引いて管理している。 - 再輸出許可は輸入の際に記載した輸入検査記録(import inspection record)と紐づきを行い、輸入申告時の動植物数から差し引いている。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
×	×	×	×
輸入時の輸入検査での登録を行い、ワシントン条約規制対象貨物のstock数を記録している。			

2.3. ヒアリング結果詳細 – UK

UKは申請の電子化などのCITES手続きのデジタル化は実現出来ていない。CITES手続きの効率化を目的として、電子申請と電子決済を最優先に取り組みを開始している。

- 2021年現在において、UK CITES許可申請は紙申請のみを受け付けており、電子的に申請を受け付けるオンラインシステムは有していない。
- CITES手続きのデジタル化に向けて、専門チームを組成して検討を開始している。
- UKでは、CITES許可書の発給にあたっての手続き費用を請求していることもあり、申請と決済の電子化/オンライン化を2022年から優先的に着手する予定である。
- UKでは、夏季期間にCITES許可申請が集中する傾向があり、管理当局の業務負荷が高く、申請からCITES許可の発給まで1ヵ月程度要することもある。申請と決済の電子化により、審査業務の効率化を志向している。
- 電子許可と電子連携は、順次対応していくことを検討しているが、具体的な計画は存在しない。
- 構築を予定している電子申請システムでは、政府が発行する本人確認書類に基づき、ユーザーを登録/認証することを想定している。

輸出			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
×	×	×	×
夏季期間と冬季期間で申請数が大きく異なり、CITES輸出許可書発給までの所要日数差が3倍近い。CITES MAの業務効率化のため、電子申請と電子決済の導入を最優先に取り組みを進めている。			

輸入			
電子申請	電子許可	電子連携(自国税関)	電子連携(各国MA)
×	×	×	×
計画として、輸入時に受領する輸出国が発行したCITES輸出許可書は今後開発する独自のシステムに取込、電子データとして保管する見込み。			

3. 我が国におけるCITES関連業務/システムの現状

1. CITES規制対象貨物の輸出入承認手続き
2. 輸出入・港湾関連手続きのシステム基盤
3. CITES規制対象貨物の輸出入プロセス
4. CITES手続きデジタル化に向けた対応方針
5. CITES手続きデジタル化に向けた対応事項

3.1. CITES規制対象貨物の輸出入承認手続き

日本国におけるワシントン条約の規制対象貨物の輸出入にあたっては、ワシントン条約に基づくCITES許可書のみならず、外為法に基づく承認証が必要となる。

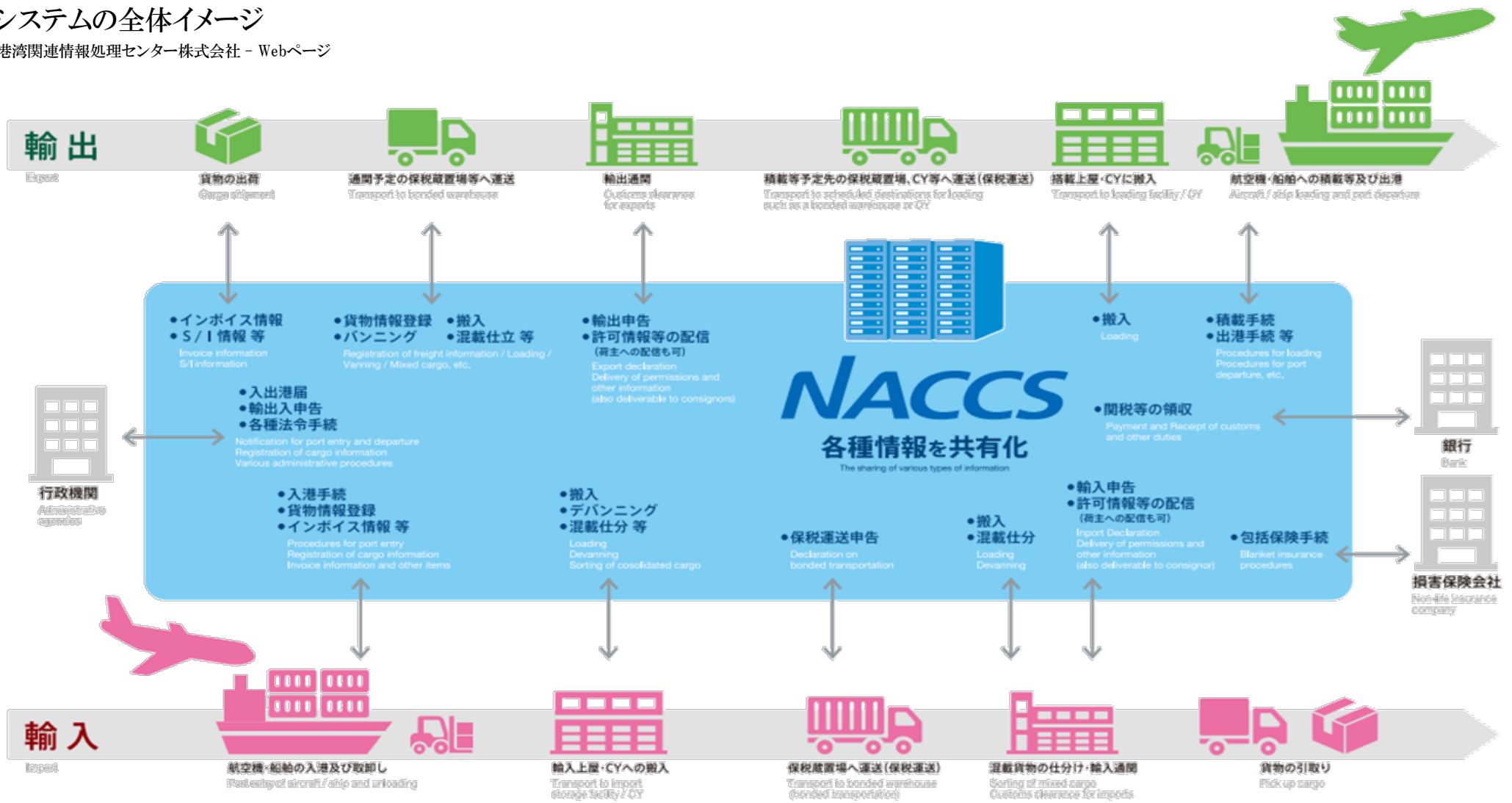
輸出/輸入	必要な承認手続き	承認書類など	
日本国からの輸出	CITES輸出許可書等の発給 (ワシントン条約)	日本国のワシントン条約管理当局が発行した輸出を許可する書類(CITES輸出許可書・再輸出証明書・条約適用前証明書・繁殖証明書・商品見本証明書)	いずれも必要
	輸出承認証の発給 (外為法)	経済産業大臣が輸出の申請に対して承認した書類	
日本国への輸入	輸入承認証の発給 (外為法)	経済産業大臣が附属書Ⅰ該当種の輸入承認申請に対して承認した書類	種により うち1つが必要
	事前確認書の発給 (外為法)	経済産業大臣が附属書Ⅱ、Ⅲ該当種の生きている動物や特定の国からの事前確認申請に対して確認した書類	
	通関時確認 (外為法)	経済産業省への申請手続きはないが、税関に輸出国が発給するCITES許可書等の書類提出が必要	

3.2. 輸出入・港湾関連手続きのシステム基盤 (1/2)

日本においては輸出入・港湾関連・税関などの行政手続きの円滑化を目的として、NACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)というシングルウィンドウシステムにより、関係省庁システムの一体的運営等を図っている。

■NACCSシステムの全体イメージ

出所：輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 - Webページ



3.2. 輸出入・港湾関連手続きのシステム基盤 (2/2)

ワシントン条約の規制対象貨物の輸出入手続きにおいても、NACCSシステムを利用した電子申請が可能であるが、日本国CITES輸出許可書は紙原本を発給しており、NACCSでの電子化は未対応である。

■NACCSシステム(貿易管理システム)を利用可能な手続き

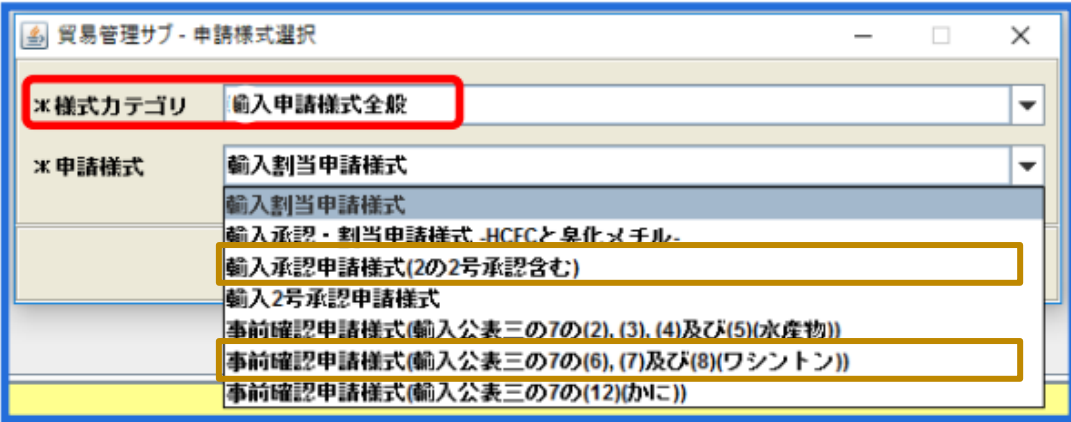
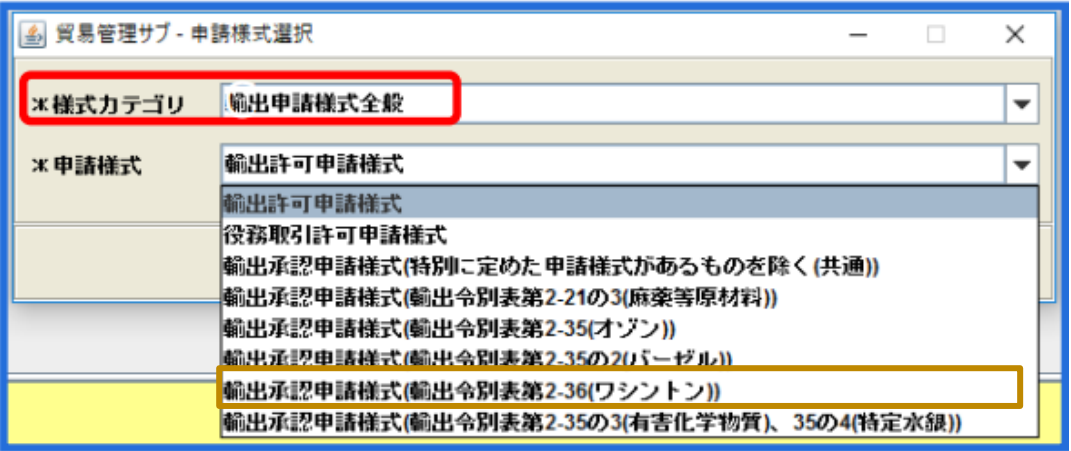
出所:輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 - NACCS操作マニュアル

様式カテゴリ	申請様式	様式番号	
		通常更新	訂正
輸出申請様式全般	輸出許可申請様式	100	109
	役務取引許可申請様式	150	159
	輸出承認申請様式(特別に定めた申請様式があるものを除く(共通))	200	209
	輸出承認申請様式(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))	210	219
	輸出承認申請様式(輸出令別表第2-35(オゾン))	230	239
	輸出承認申請様式(輸出令別表第2-35の2(パーゼル))	240	249
	輸出承認申請様式(輸出令別表第2-36(ワシントン))	250	259
	輸出承認申請様式(輸出令別表第2-35の3(有害化学物質)、35の4(特定水銀))	270	279
輸出包括申請様式全般	一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請様式 ※画面上は「(特別)一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可申請様式」と略称が表示されます。	110	-
	特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請様式	130	-
	一般包括役務取引許可及び特別一般包括役務取引許可申請様式	160	-
	包括輸出承認申請様式(輸出令別表第2-21の3(麻薬等原材料))	410	-
輸入申請様式全般	輸入割当申請様式	500	509
	輸入割当承認同時申請書	600	609
	輸入承認申請様式(2の2号承認含む)	700	709
	輸入2号承認申請様式	800	809
	事前確認申請様式(水産物)	B10	B19
	事前確認申請様式(ワシントン)	B20	B29
	事前確認申請様式(かに)	B30	B39
	事前確認申請様式(まぐろ)	B40	B49
	事前確認申請様式(オゾン)	B50	B59
同意相談書	事前同意相談申請様式	C20	-

輸出承認証
+CITES許可
書の発給

輸入承認証の
発給
事前確認書の
発給

■NACCSシステム(貿易管理システム)の実申請画面



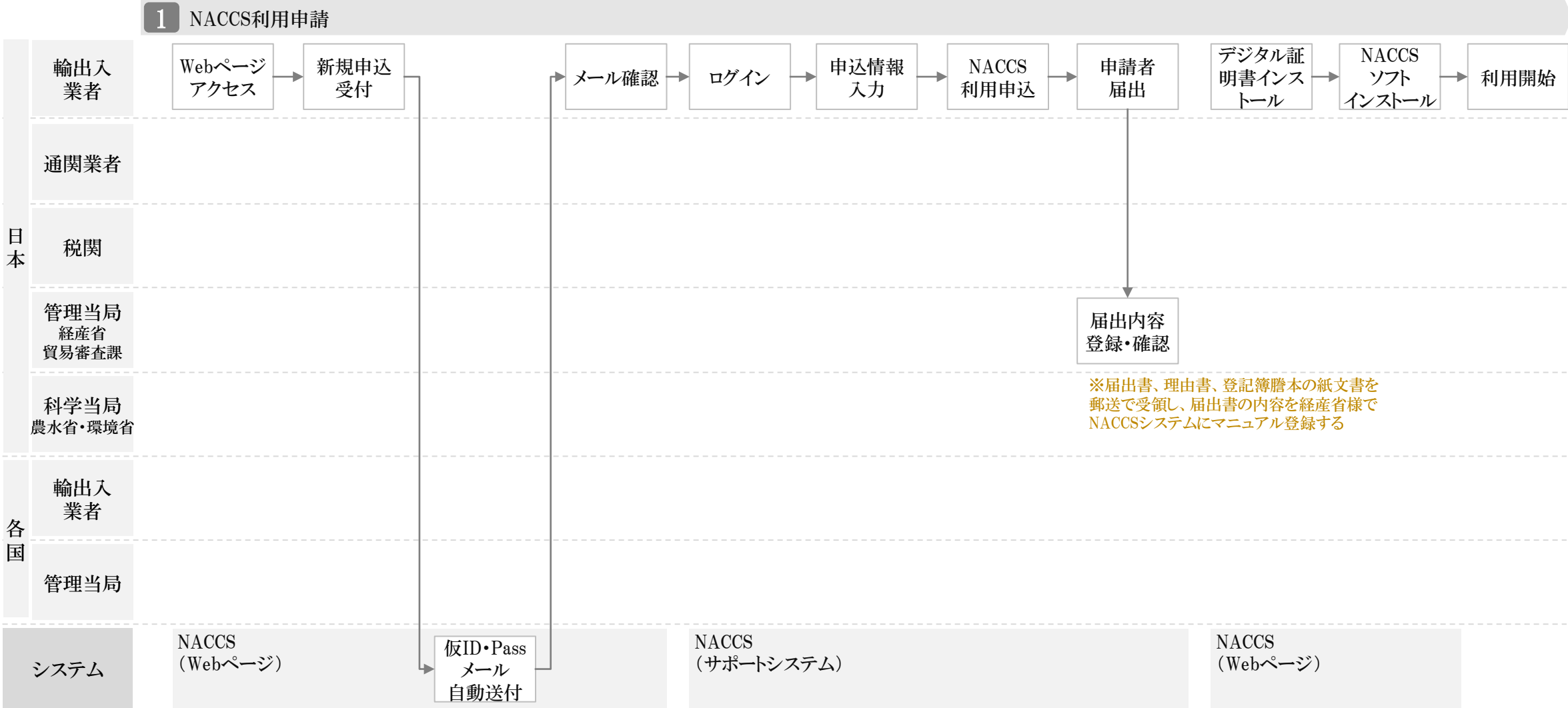
3.3. CITES貨物輸出入プロセス概要

日本国におけるワシントン条約規制対象貨物の輸出・輸入手続きでは、NACCSを利用した電子的な手続きに加え、紙による手続きも受け付けている。2020年度の実績では輸出は約55%、輸入は約1%がNACCSを利用した電子申請である。



3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (①NACCS利用申請)

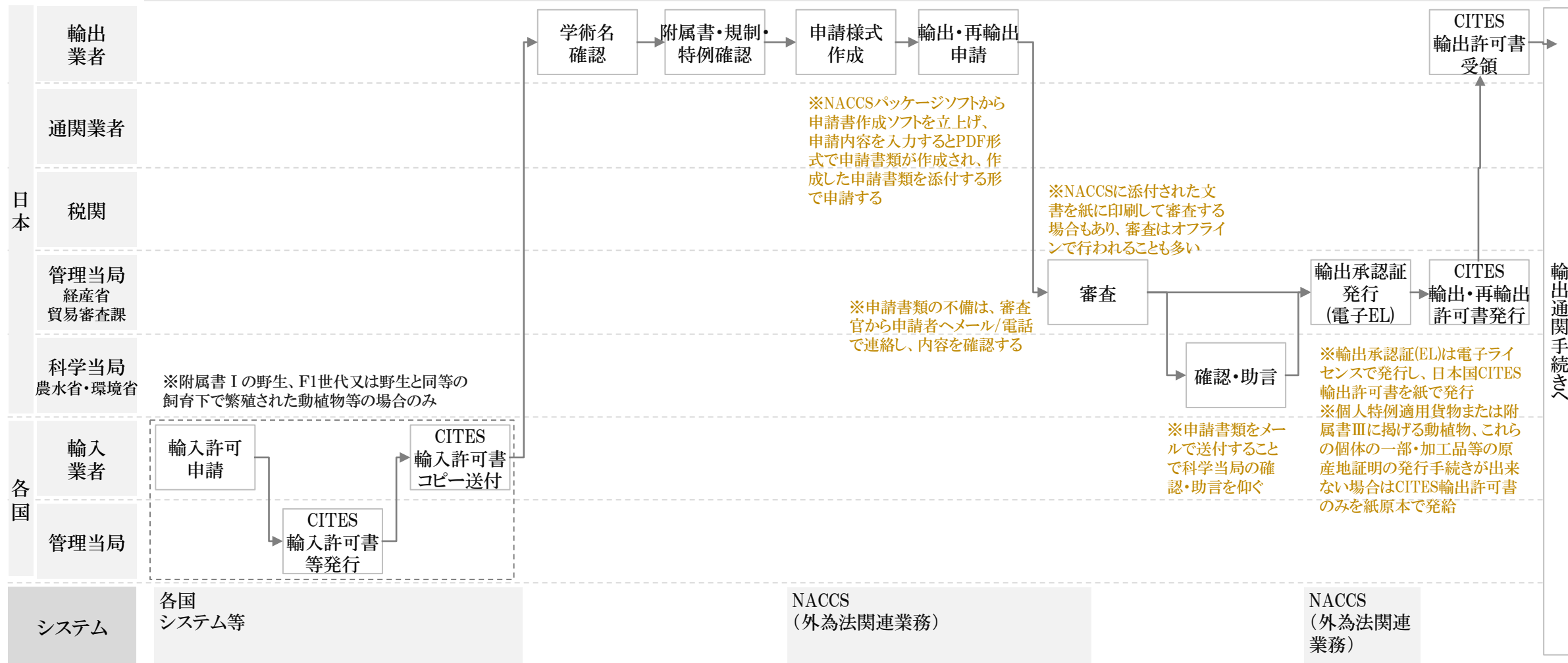
貿易手続きにあたり、NACCSシステムを利用する場合はNACCS利用申請が必要となる。利用者は登記簿謄本や届出書を経済産業省へ提出し、証明書やパッケージソフトをインストールすることでNACCSを利用することが可能となる。



3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (②輸出/再輸出申請・許可 - 電子)

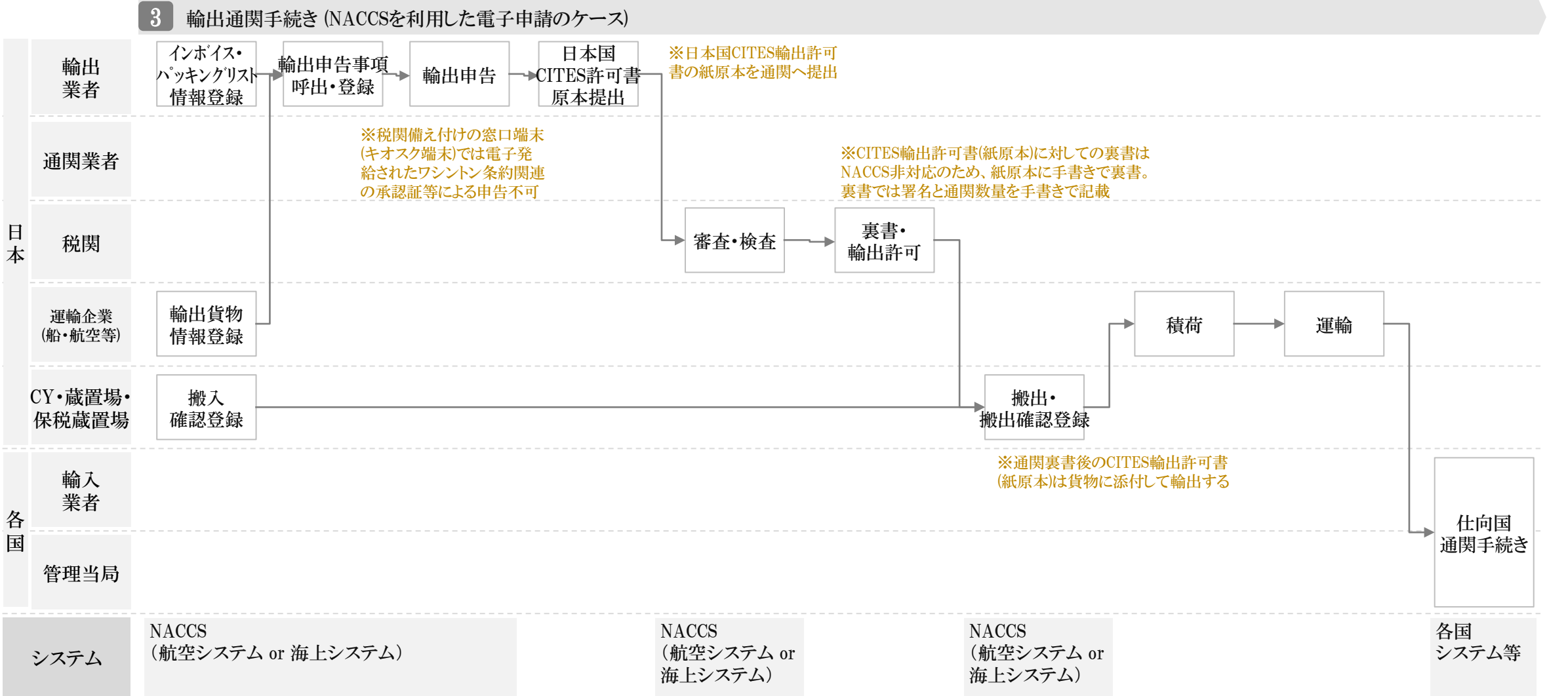
NACCSを利用した輸出/再輸出許可申請では経済産業省貿易審査課での審査・承認をもって、輸出承認証は電子ライセンスで発給するが、日本国CITES輸出許可書は紙原本を申請者へ郵送している。

2 輸出/再輸出申請・許可 (NACCSを利用した電子申請のケース)



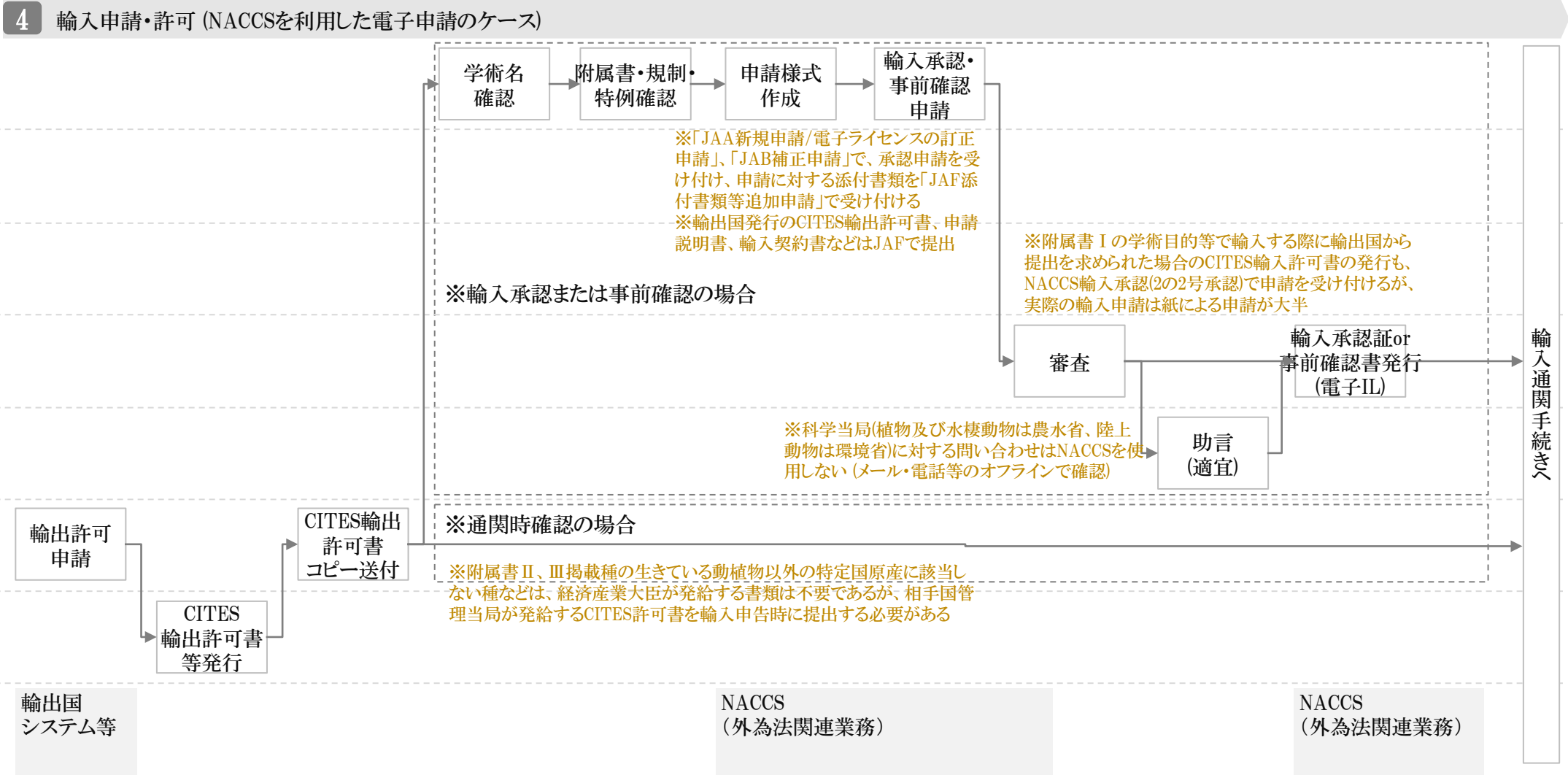
3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (③輸出通関手続き - 電子)

日本国CITES輸出許可書を発給後、NACCSもしくは紙申請にて通関申告を行う。通関申告時にはCITES輸出許可書原本の提出が必要であり、税関ではCITES輸出許可書原本に対して裏書を行い、貨物に添付する。



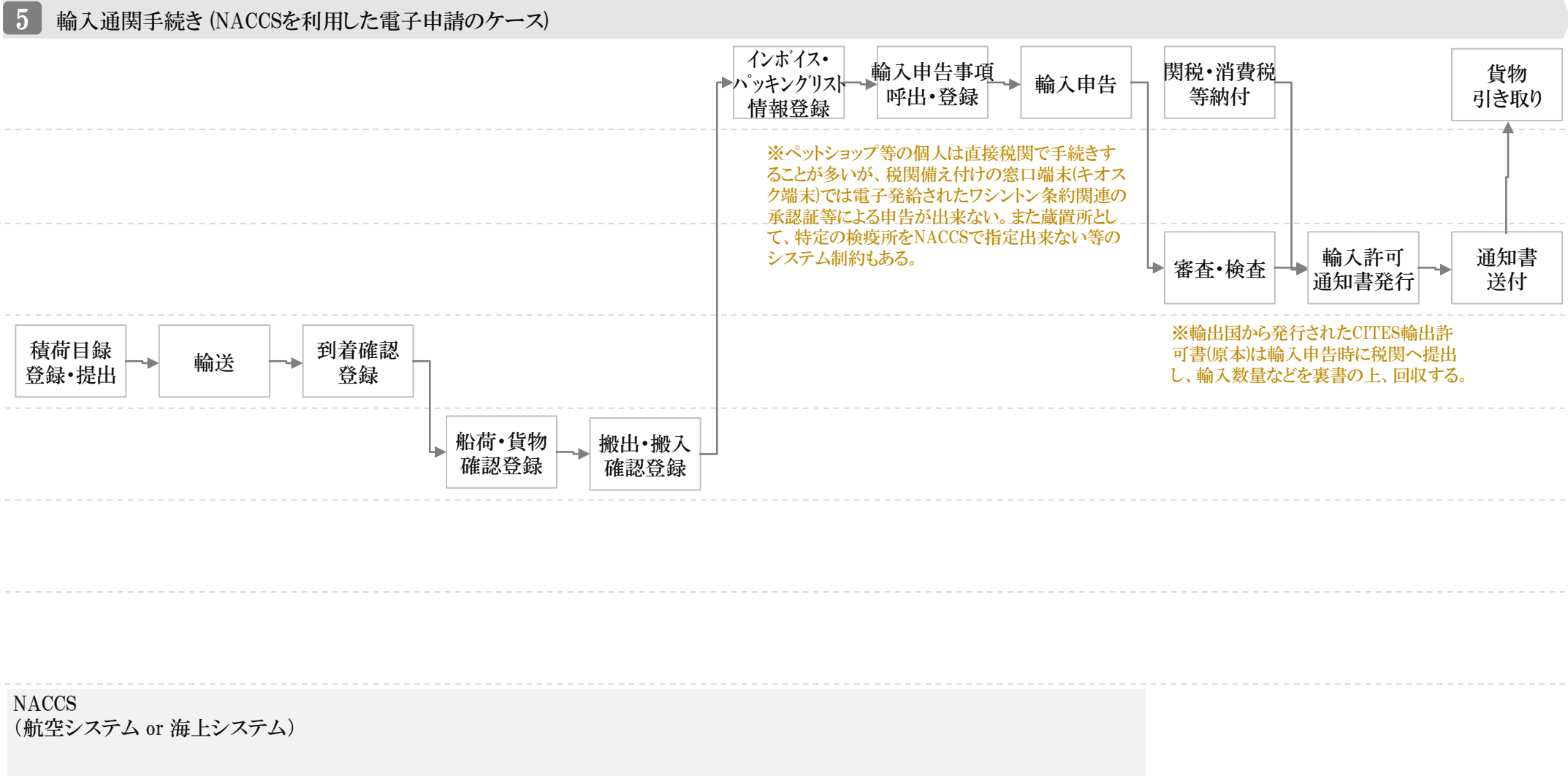
3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (④輸入申請・許可 - 電子)

CITES貨物の輸入は、輸出国が発給したCITES輸出許可書のコピー等を提出することで、取引種によって定められている輸入承認申請または事前確認申請を行う。輸入に係る経済産業省の書類発給は紙とNACCSでの申請を受け付けているが、現状は殆どが紙申請である。



3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (⑤輸入通関手続き - 電子)

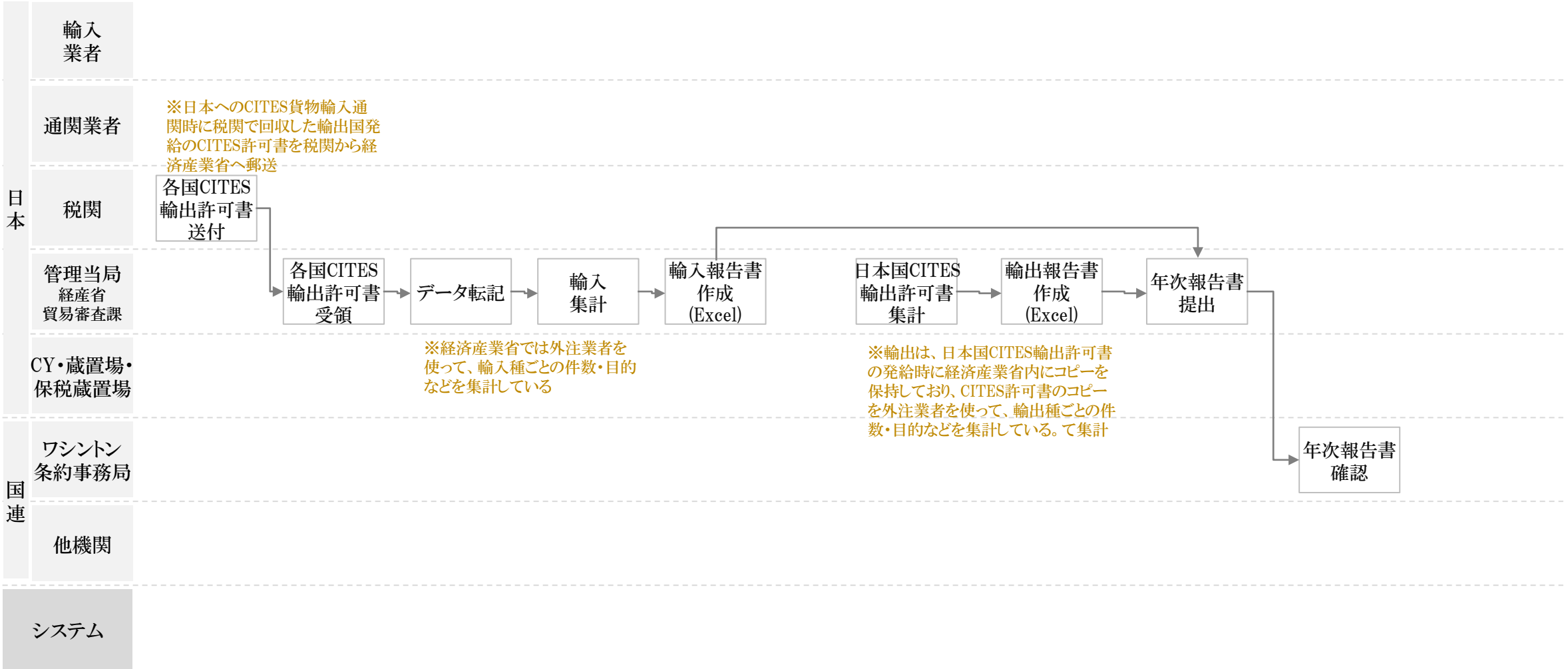
NACCSを使用したCITES貨物の輸入申告も可能であるが、輸出国から発行されたCITES輸出許可書の紙原本は、輸入申告時に税関へ提出し、税関はCITES輸出許可書原本に裏書をして回収する。



3.3. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (⑥年次報告書作成)

ワシントン条約規制対象貨物の年次貿易実績を国連ワシントン条約事務局へ提出する必要があり、輸入・輸出ともにCITES許可書を手作業で集計して報告書を作成している。

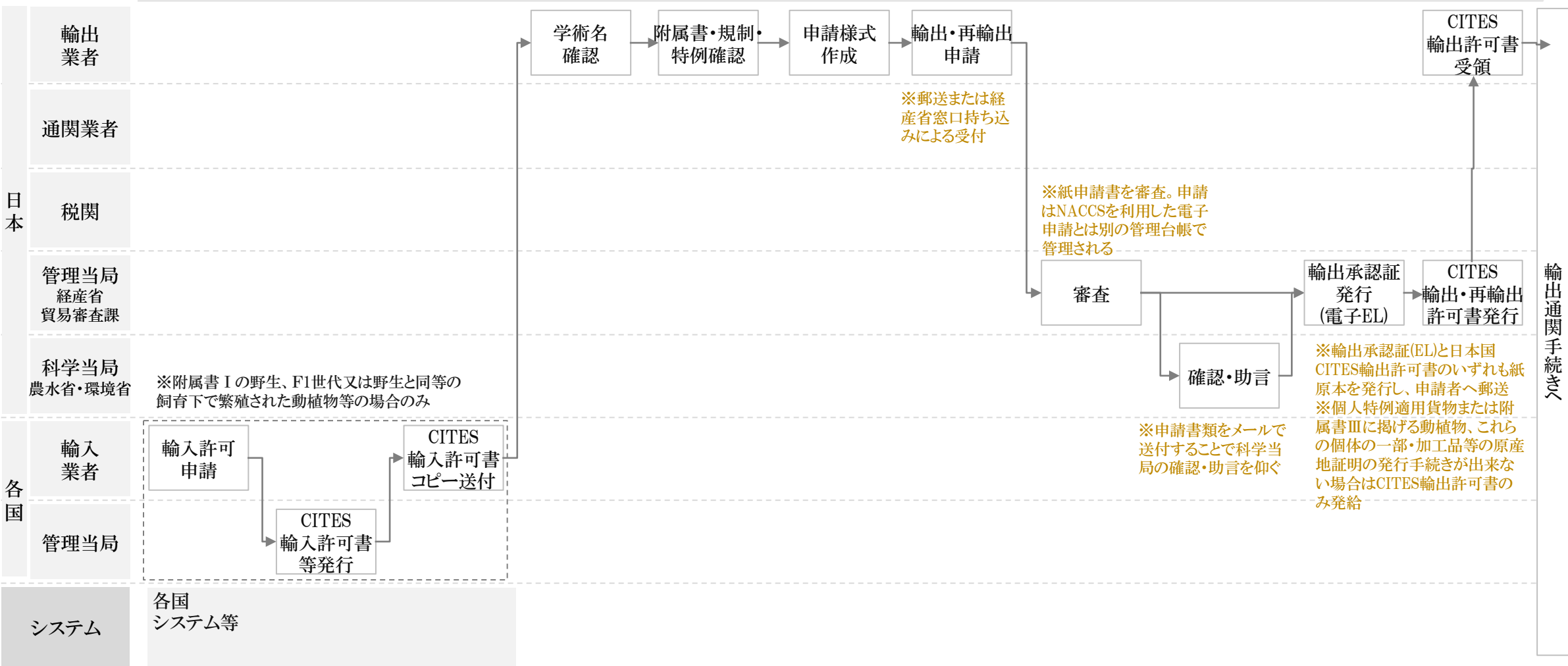
6 ワシントン条約に基づく年次報告書作成



参考. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (②輸出/再輸出申請・許可 - 紙)

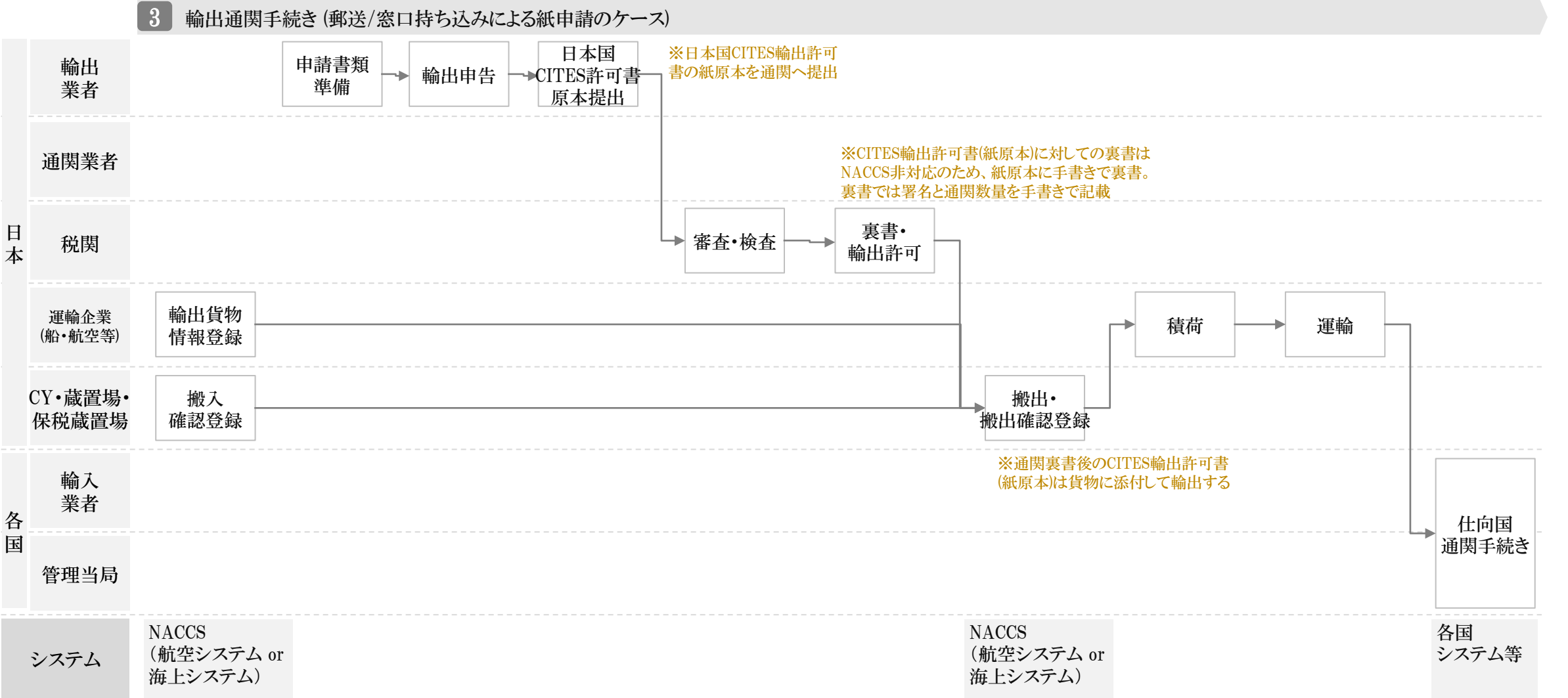
郵送/窓口持ち込みによる紙申請の輸出/再輸出許可は、NACCSを利用した電子申請とは別の管理台帳で管理され、輸出/再輸出承認証と日本国CITES輸出許可書のいずれも紙原本を発給する。

2 輸出/再輸出申請・許可 (郵送/窓口持ち込みによる紙申請のケース)



参考. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (③輸出通関手続き - 紙)

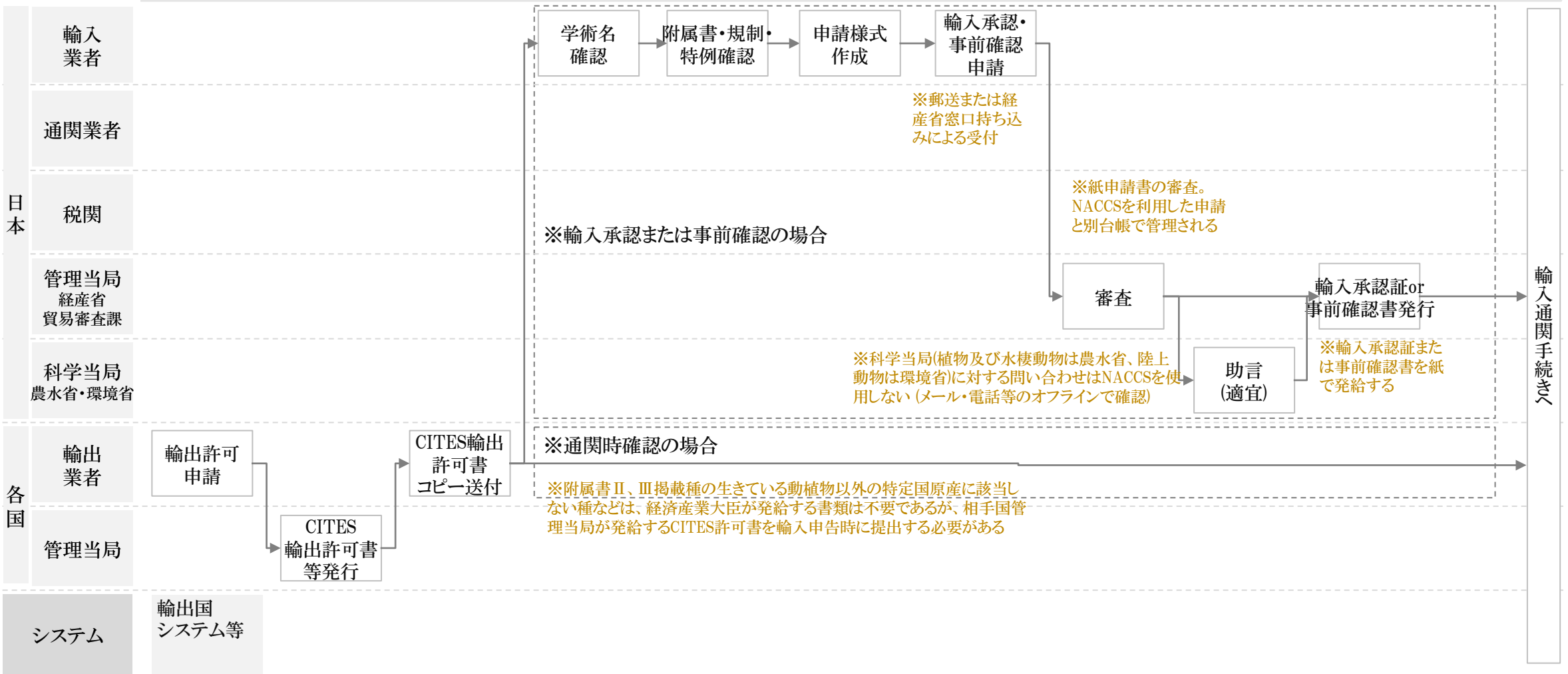
紙原本で発給された輸出許可証と日本国CITES輸出許可書を、輸出申告書等と提出することで、紙手続きによる輸出申告を行う。基本的なプロセスはNACCSを利用した電子的な輸出申告と同じ。



参考. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (④輸入申請・許可 - 紙)

紙申請による輸入承認または事前確認では、NACCSを利用した電子申請とは別の管理台帳で管理され、輸入承認証または事前確認書を紙原本で発給・交付する。

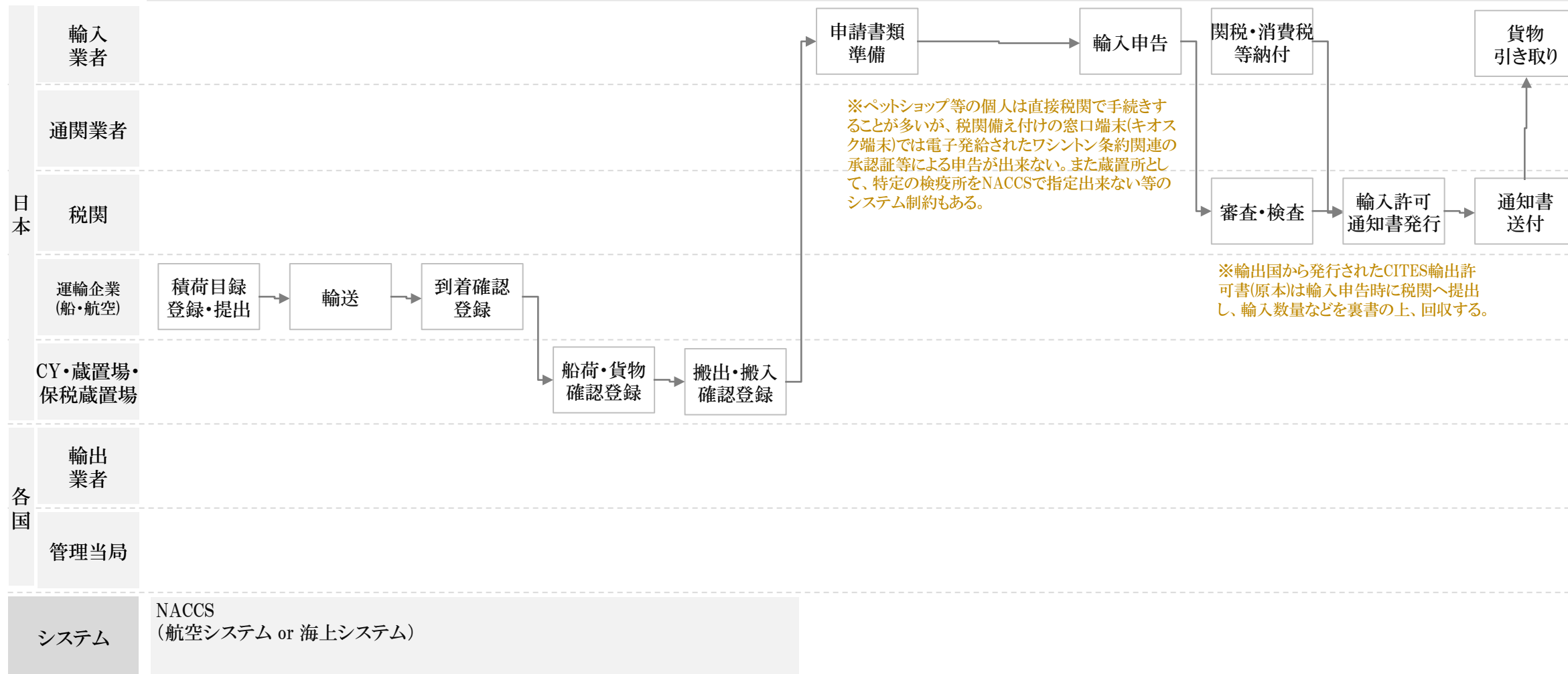
4 輸入申請・許可 (郵送/窓口持ち込みによる紙申請のケース)



参考. CITES貨物輸出入プロセス詳細 (⑤輸入通関手続き - 紙)

経済産業省で発給した紙の輸入承認証や事前確認書などの紙申請による輸入申告においても、輸出国から発給されたCITES許可書の紙原本を通関に提出する。基本的なプロセスはNACCSを使用した電子手続きと同様である。

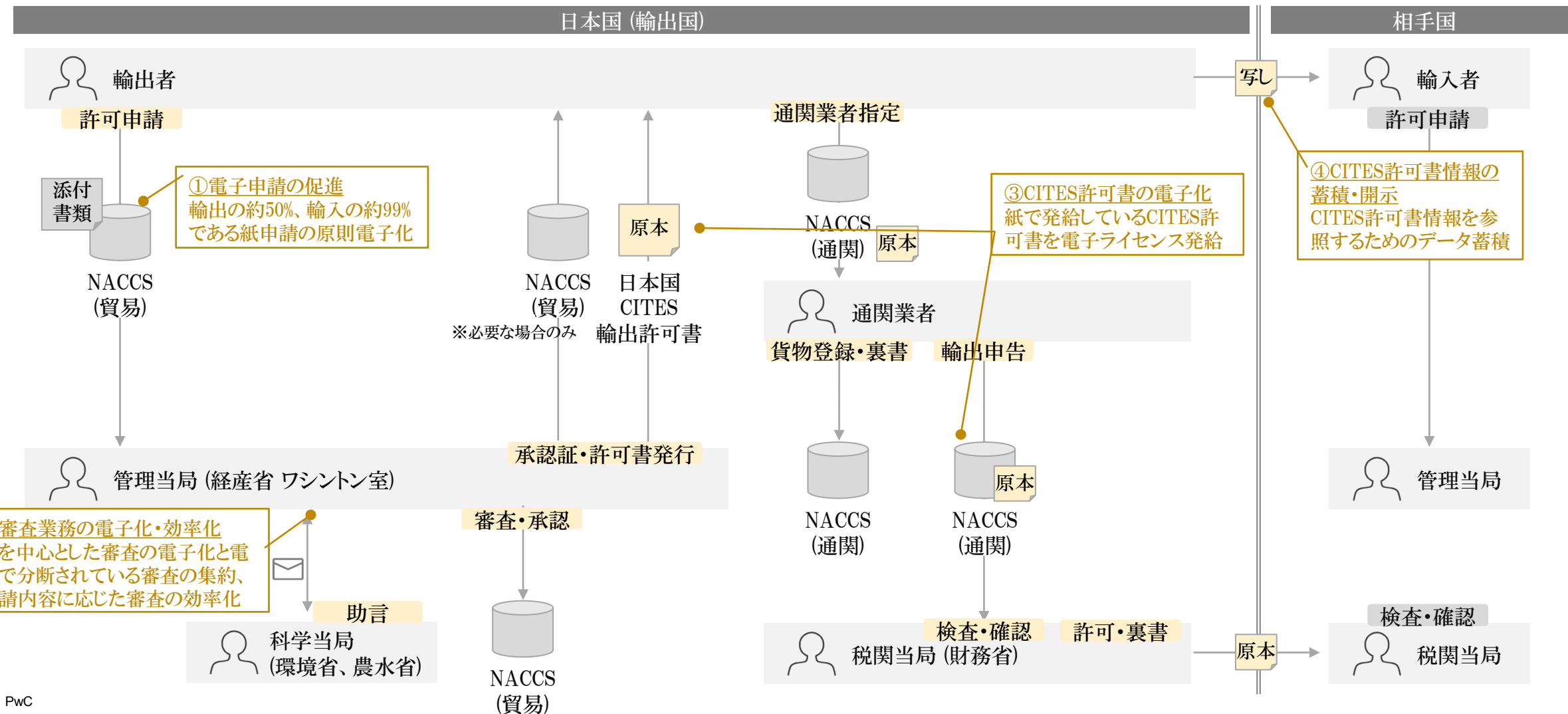
5 輸入通関手続き (郵送/窓口持ち込みによる紙申請のケース)



3.4. 電子化に向けた対応方針 (1/2)

「日本国内における手続きの原則電子化」を目標として、紙で発給しているCITES許可書の電子ライセンス化に加え、CITES許可書を紙発給していることにより残存する紙を中心とした周辺プロセスを電子化することで効率化を実現すべきと考える。

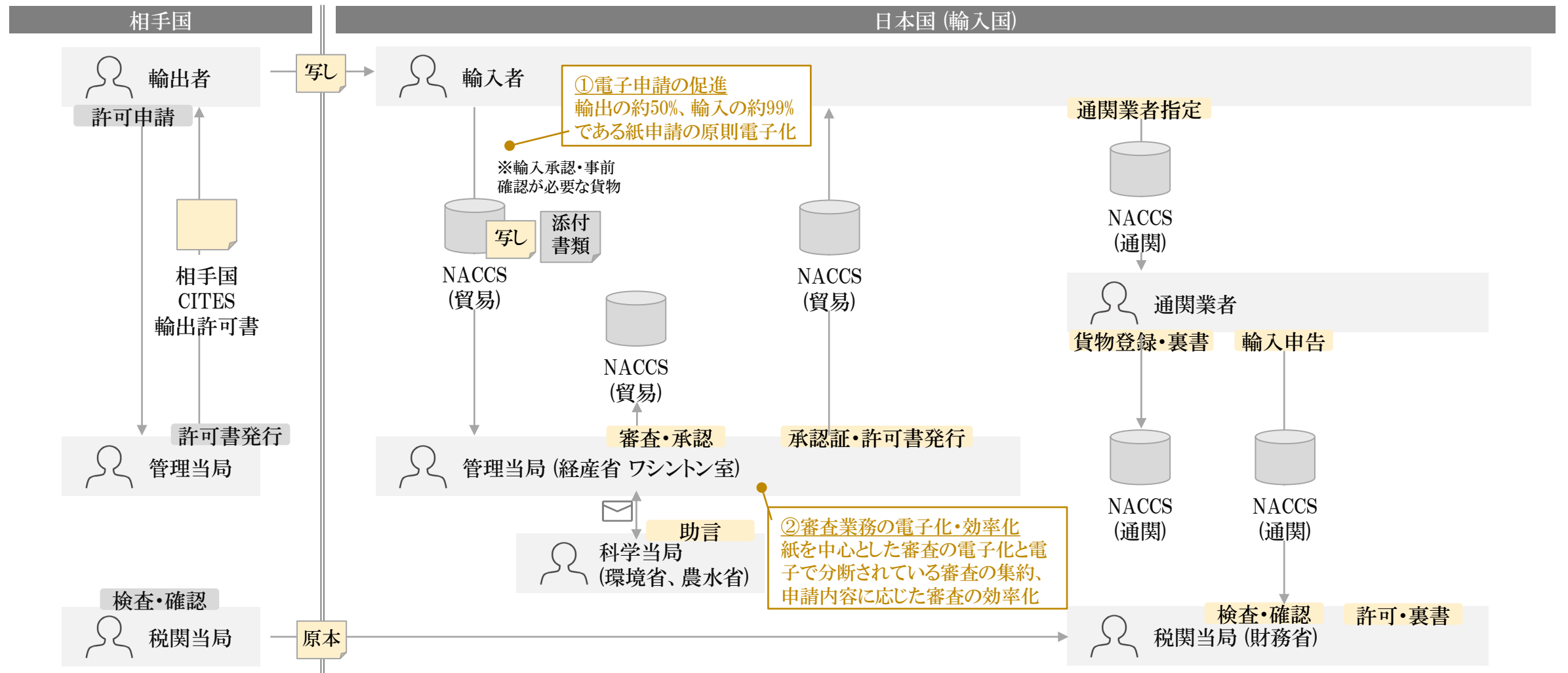
■輸出手続きの概略図（日本国からの輸出）



3.4. 電子化に向けた対応方針 (2/2)

外為法に基づく輸入承認証や事前確認書はNACCSシステムでの電子ライセンス発給は可能であるため、電子申請の促進と審査業務の電子化・効率化を図るべきと考える。

■ 輸入手続きの概略図 (日本国への輸入)



3.5. 電子化に向けた対応事項 - ①電子申請の促進

諸外国ではCITES許可申請の入力支援や手続き費用の割引等により、申請者の利便性を向上することで電子申請率を高めている。我が国においてもNACCSシステムで電子申請を受け付けているが、利用率は低く、電子申請を促進するための施策案を講じる必要がある。

諸外国の取組や日本の現状

- ✓ スイスや台湾等では、申請受付を原則電子化としている
- ✓ 諸外国では日本と違って、許可書取得に費用が発生するため、電子決済の導入や手続き費用の割引等によって、電子申請の促進を図っている
- ✓ 貿易手続きに関する申請は一本化されたシステムで受け付けている国が多く、CITESに関しては国連が開示する規制対象種のデータと連携する等で、申請の手間を削減している
- ✓ 日本では、貿易手続きのシングルウィンドウとしてNACCSシステムでCITES貨物の輸出入申請も受け付けているが、電子申請の割合は依然低い

我が国におけるCITES手続き電子化に向けた対応事項(案)

申請の 原則電子化

- CITES規制貨物の輸出入に係る経済産業省への許可申請は、原則として電子申請へ集約し、紙による申請は申請者の個別事由に鑑みた特例の手段としてのみ残す
(日本では許可書発給の手続き費用が無料であり、電子申請によるコストインセンティブを申請者に与えることは出来ないため、入力支援など電子申請の手間を極力削減することで促進)

申請の 手間削減

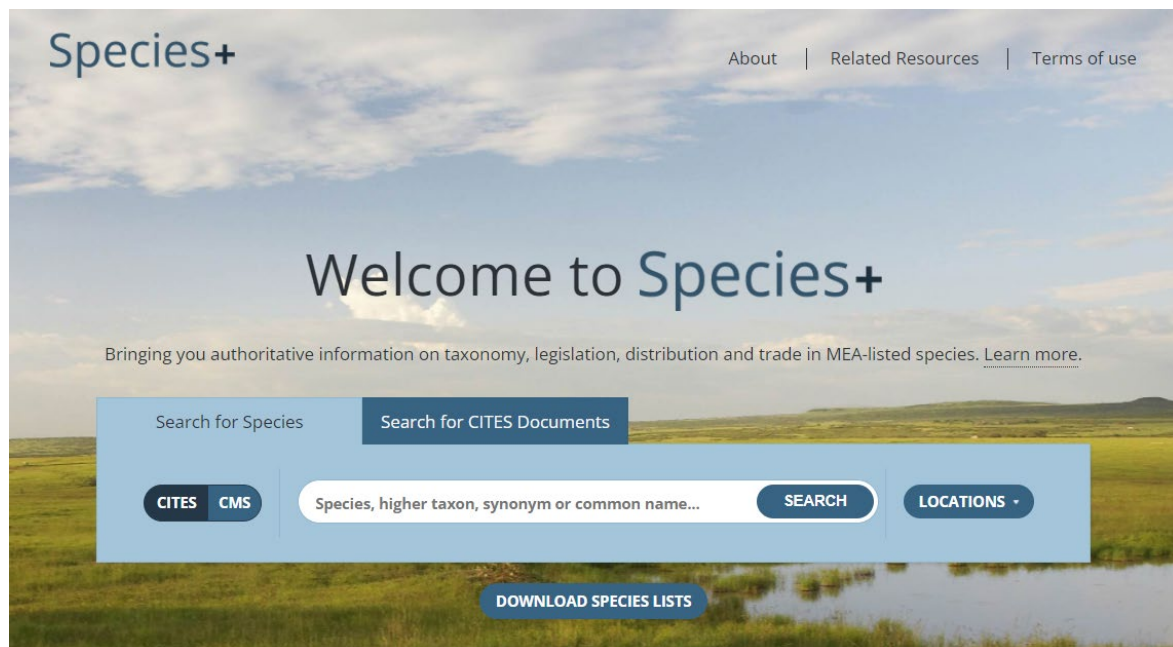
- 入力内容の自動的な検査/バリデーションによる申請不備の削減、重複する入力項目の削除などによる申請者の手間を削減することで電子申請の利用を促進する
- CITES規制対象種の入力補助(外部データの取り込み)、原産地証明などの各種添付資料のデータ連携による申請者の入力を支援し、利便性向上を図る

参考. 申請の手間削減 (CITES規制対象種データ(Species+)の取込)

国連では、ワシントン条約規制対象種のデータベース(Species+)を公開しており、APIでデータの取得が可能である。ベルギー等では自国申請システムにSpecies+のデータを取り込むことで、申請対象動植物の附属書番号の判定や学術名の入力支援をしている。

■SPECIES+ API紹介

出所:SPECIES+/CITES CHECKLIST- Webページ



SPECIES+/CITES CHECKLIST API

ABOUT THE API

The Species+/CITES Checklist Application Programming Interface (API) enables institutions to request data from the CITES Checklist and Species+ for use in websites and databases irrespective of the technology they use. It may be used, for example, by CITES Authorities to update their national systems with information maintained in the CITES Checklist and Species+, thus increasing standardisation and reducing errors and duplication of effort.

The API provides information on CITES taxonomy (including scientific names and synonyms) and CITES Appendix listings as per the CITES Checklist. In addition, it provides information on distribution, references, common names, CITES export quotas and trade suspensions and on EU Wildlife Trade Regulation Annex listings and EU decisions, as maintained in Species+.

If you are interested in fetching data through the API to update your systems, you will need to extend your system with the capability to synchronise data updates between the API and your dataset. The frequency and nature of the updates will need to be specified as part of the integration. The technical documentation below provides details on how to make use of the Species+/CITES Checklist API. Additional details on how the Species+/CITES Checklist handles nomenclature changes are also provided below and should be considered when implementing the API.

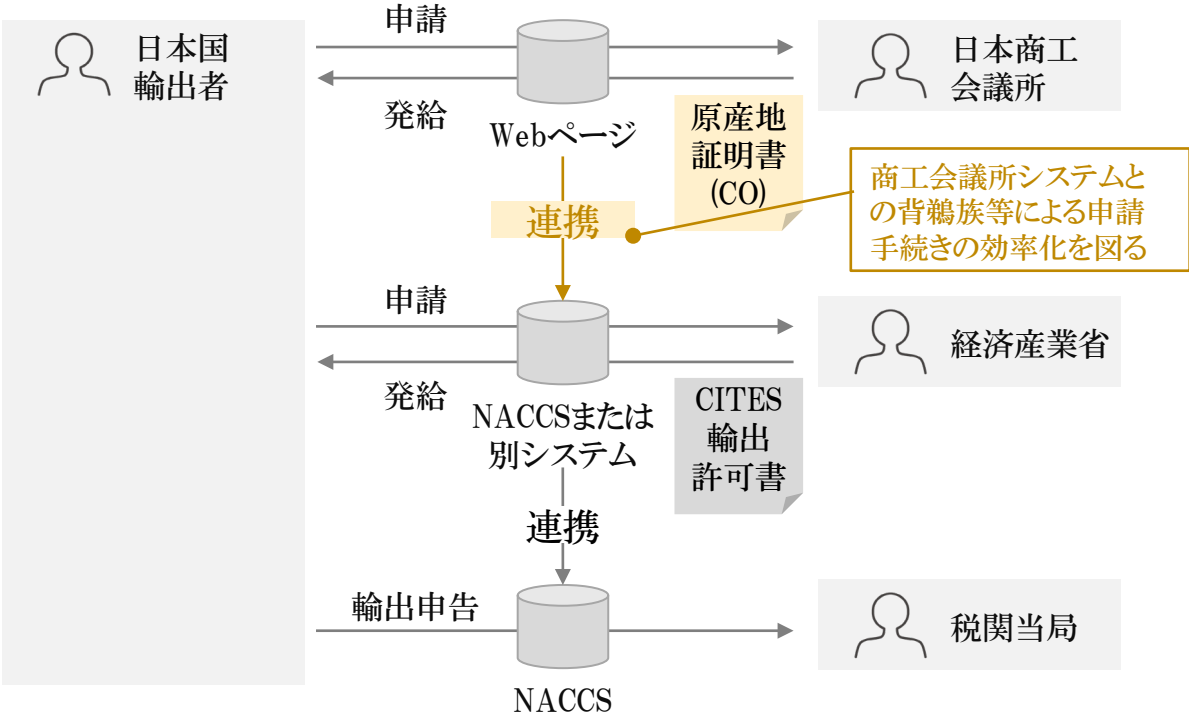
参考. 申請の手間削減 (原産地証明等の電子連携)

■ワシントン条約(CITES)附属書Ⅲ 非掲載国/地域原産の手続き

日本からの輸出

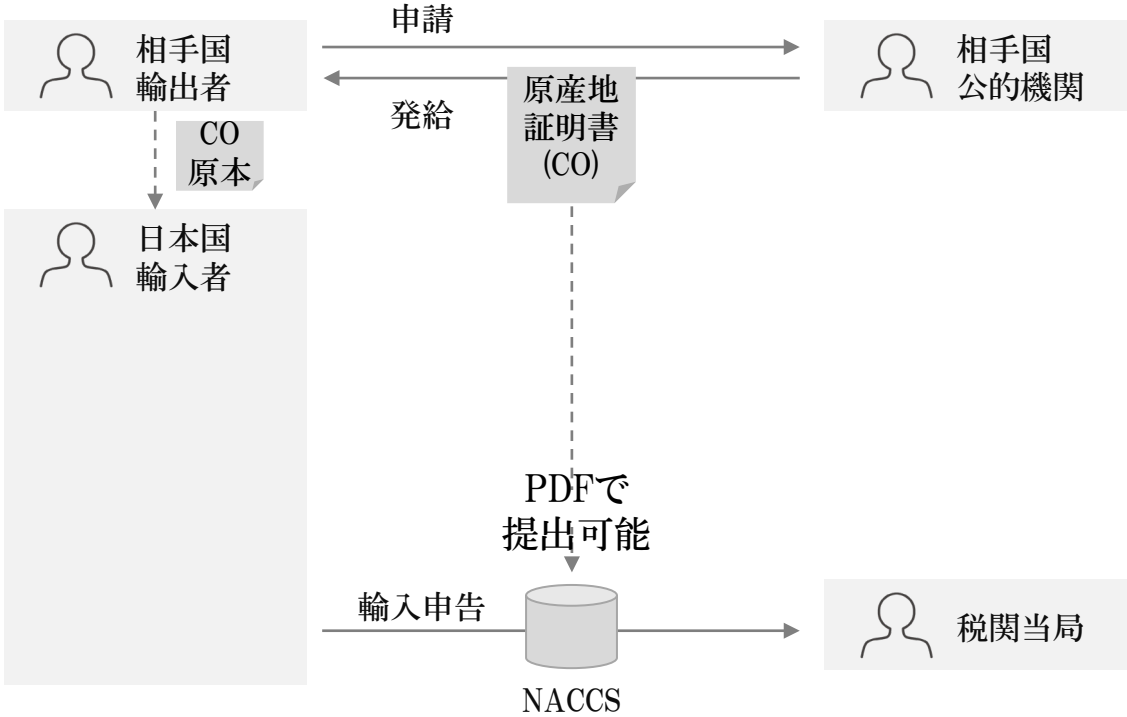
ワシントン条約(CITES)第5条3項により、同条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国以外の国を原産地とする当該種の動植物等を輸出する場合には、その貨物が同附属書に当該種を掲げた国を原産地とする当該種ではないことの証明にあたり、原産地証明書の提出が必要

⇒輸出/再輸出に係る輸出承認は不要であるが、日本国CITES輸出許可書の発給申請と原産地証明書の提出が必要



日本への輸入

船積地域がワシントン条約締結国等の場合、相手国管理当局が発給する再輸出証明書又は加工証明書の原本、商品見本証明書及びATAカルネ手帳の提示又は原産地に係る国/地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本の提出が必要。ワシントン条約締結国以外の場合、原産地に係る国又は地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本の提出が必要
⇒通関時確認制度において、税関当局へ原産地国/地域の公的機関が発給した原産地証明書の提出が必要



3.5. 電子化に向けた対応事項 - ②審査業務の電子化・効率化

諸外国ではリスクの低い種の自動承認や包括承認制度による審査の効率化を進めている。一方、日本では原則全ての申請を書面で審査しており、紙申請と電子申請で管理台帳が異なるなど課題もある認識のため、審査業務基盤の統一と効率化が求められる。

諸外国の取組や日本の現状

- ✓ スイスでは、時計メーカーなどのCITES規制対象貨物の輸出入を多く行う事業者に対して、**包括承認制度を適用し、管理当局による都度の審査手続きを簡素化**しているが、日本では、包括承認などの特例を設けていない
- ✓ シンガポールではリスクの低い種の許可申請は書類不備が無ければ、**自動的に承認**される
- ✓ 日本では、電子で受け付けた申請の審査にあたり、添付書類を印刷して審査するなど、**書面中心の審査**
- ✓ 附属書 I / II 該当種における**環境省**または**農水省**への**確認もメール**などで行われている

我が国におけるCITES手続き電子化に向けた対応事項(案)

審査プロセス/ システム基盤 の集約

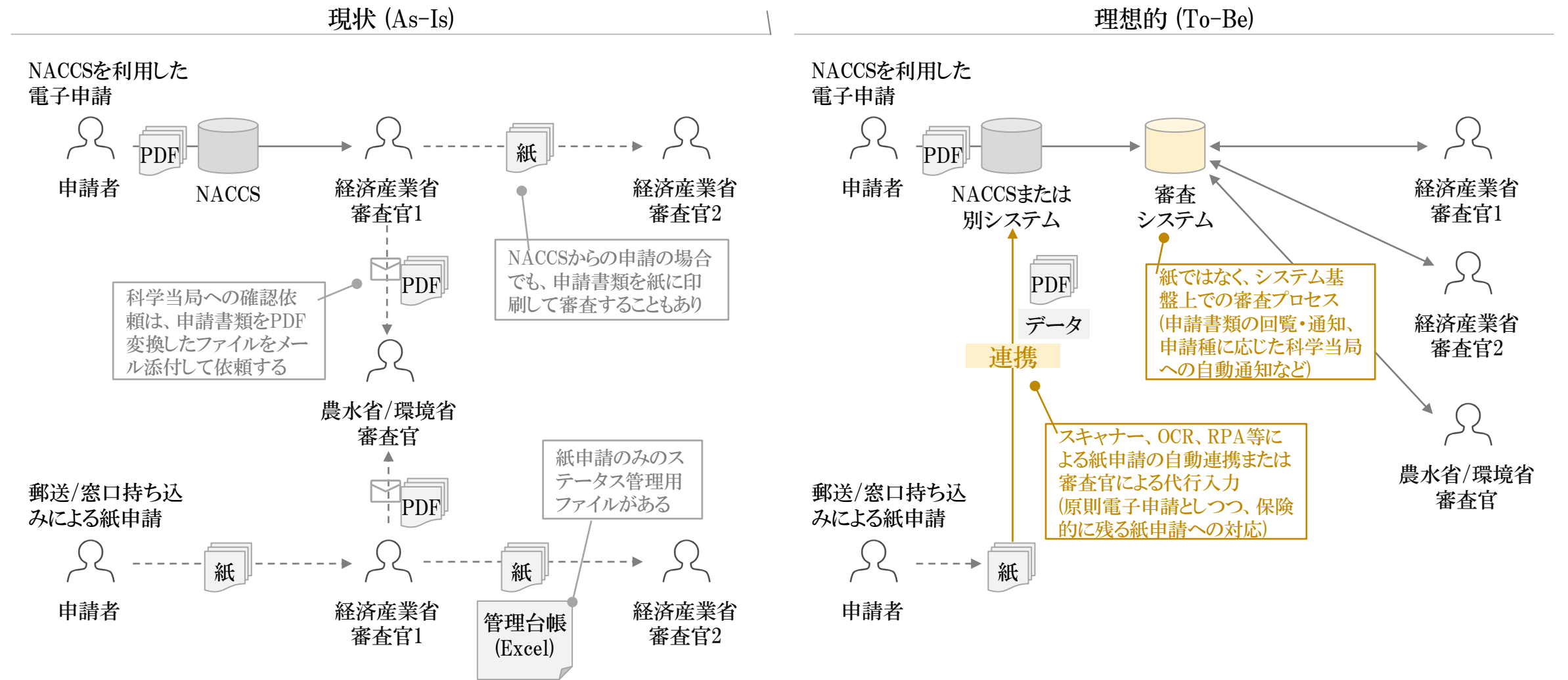
- 新型ウィルス禍においても、登庁を最小限とした持続的な審査業務を実現するため、紙中心の審査からデジタル基盤を利用した審査を実現する
- 電子による申請、保険的な手段として残る紙による申請のいずれの申請に対しても、同一プロセス/システムで審査することを可能とする

審査業務の 効率化

- 包括承認制度などの特例制度の設置による、外為法に基づく許可申請の審査業務の削減を実現する
- 入力内容の自動的なバリデーションによる申請不備の削減、重複する入力項目の削除などによる審査業務の効率化を実現する
- 科学当局の助言が必要な申請は自動で通知する。また、特定の認定施設で養殖された規制種に対する科学当局助言を不要とし、審査業務の省力化などを実現する

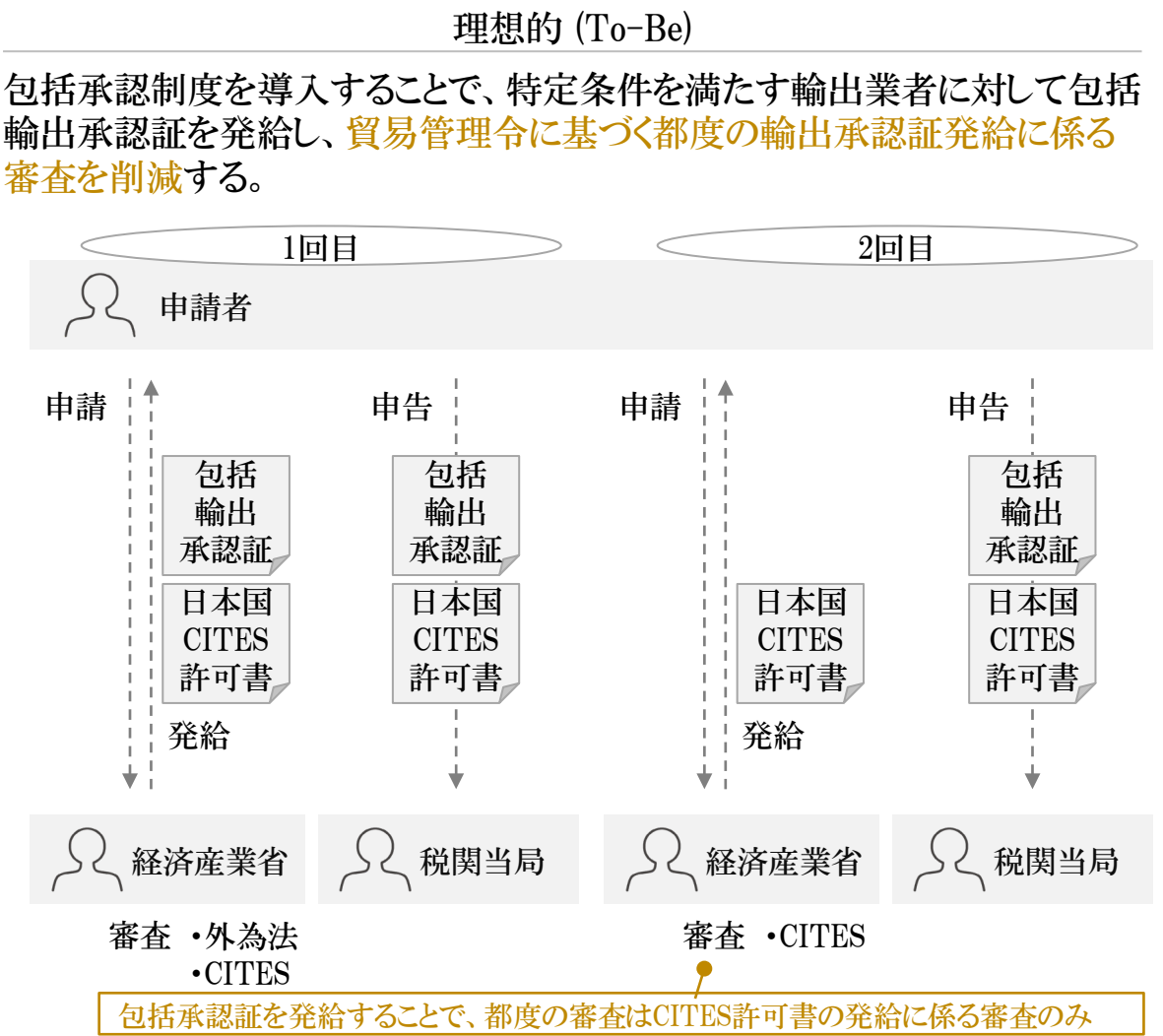
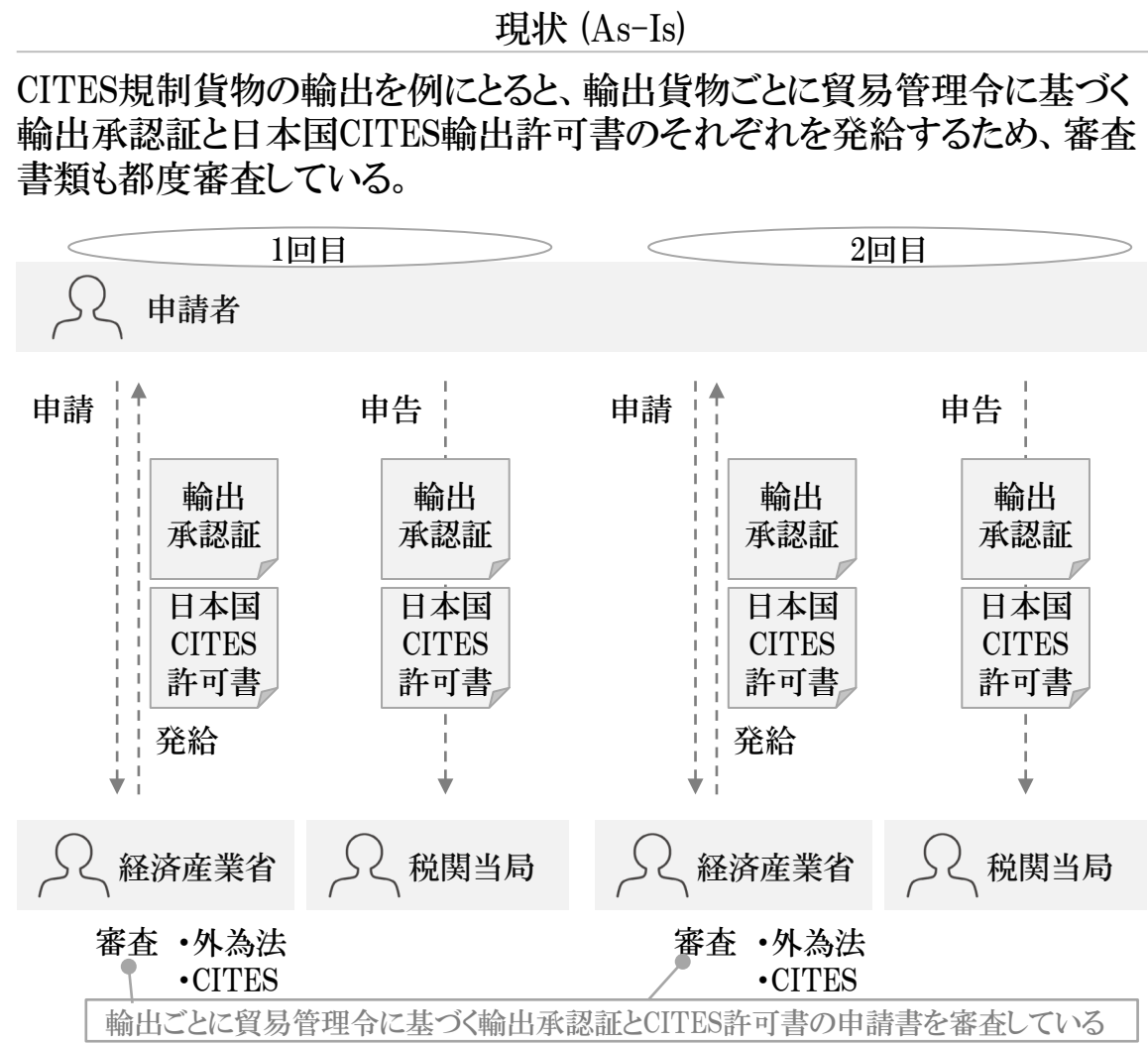
参考. 審査プロセス/システム基盤の集約

CITES規制貨物の輸出入に係る経済産業省の審査手続きにおいては、申請方法に依存しない同一のシステム基盤上での審査により、紙プロセスからの脱却、プロセス/システムの集約を図ることが望ましいと考える。



参考. 審査業務の効率化 (包括承認制度)

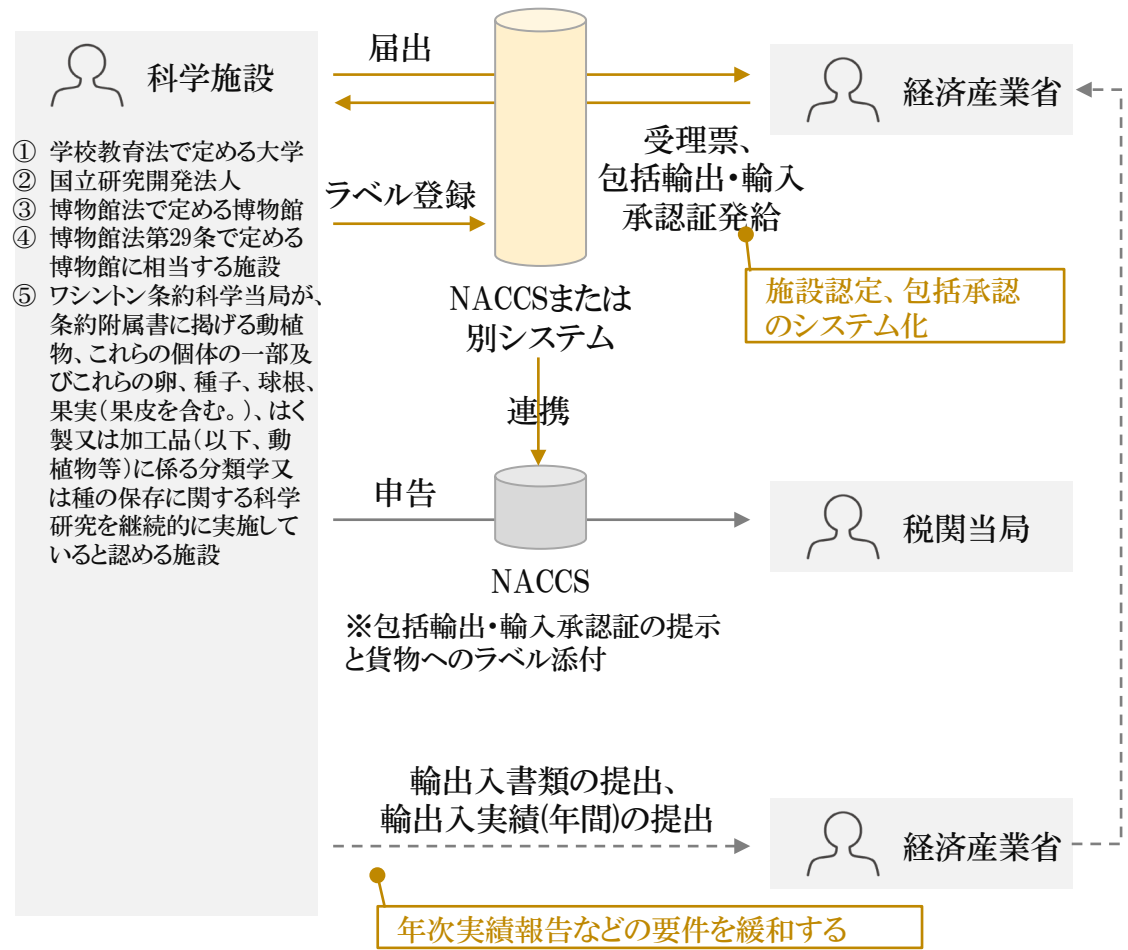
現状ではCITES規制貨物の輸出入ごとに貿易管理令に基づく承認/ライセンス発給を行っているが、包括承認制度を導入し、特定条件を満たす輸出入業者に対する都度の承認やライセンス発給を不要とすることで、審査業務の効率化を図ることが考えられる。



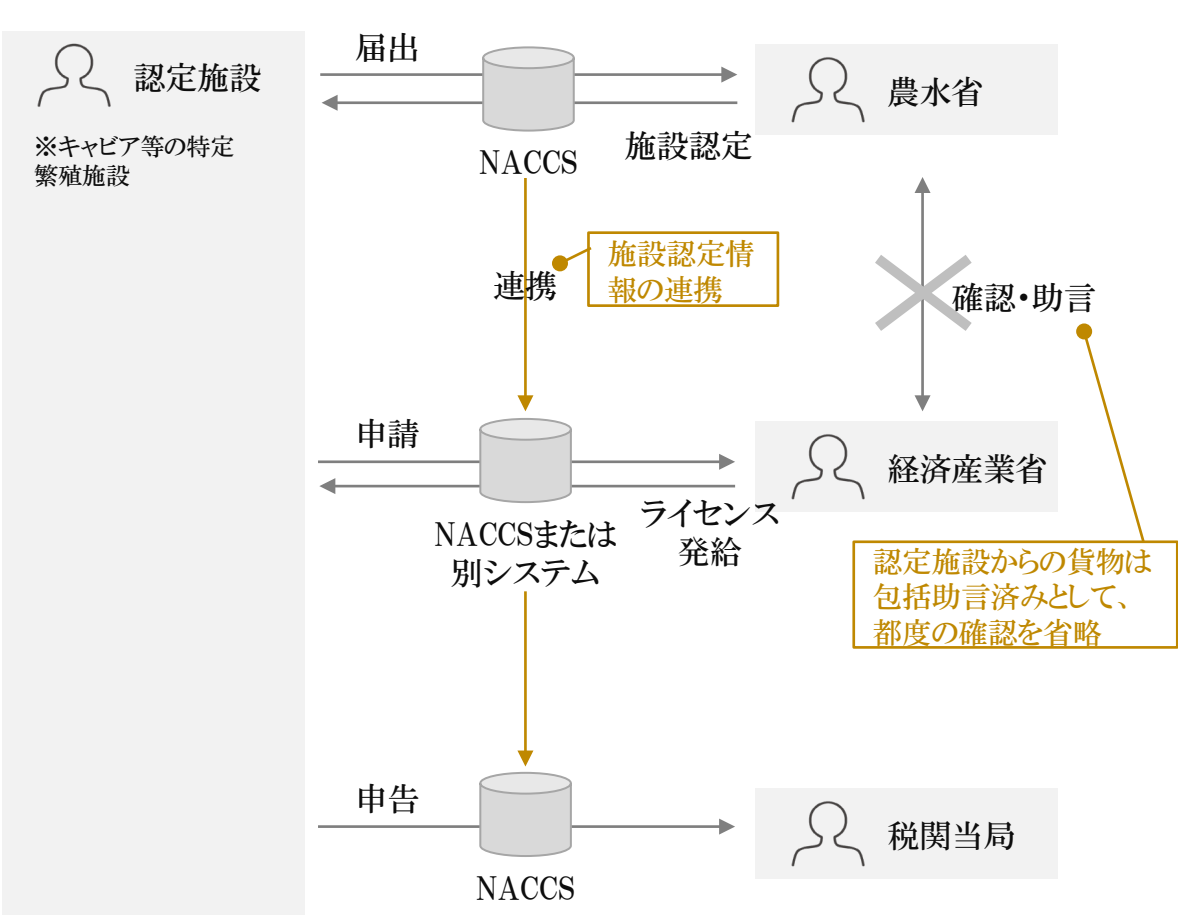
参考. 審査業務の効率化 (施設認定による審査省力化)

特定科学施設や特定繁殖施設に係る輸出入における審査手続きの省力化として、包括承認や包括助言による貨物ごとの審査手続きの省略が考えられる。

特定科学施設の輸出入実績要件の緩和



特定繁殖施設の包括助言



3.5. 電子化に向けた対応事項 - ③CITES許可書の電子化

スイスやシンガポールなど既にCITES許可書を電子発給している国と異なり、日本においてはCITES許可書の電子ライセンス化に加えて、日本国通関手続きへの電子ライセンス連携も視野に入れるべきと考える。

諸外国の取組や日本の現状

- ✓ スイスやシンガポールでは、CITES許可書を電子で発給し、申請者は商工会議所等で印刷することが可能
- ✓ また、許可書の真正性を担保するため、透かし入りの用紙への印刷、印刷回数の制限を設けている
- ✓ QRコード付きのCITES許可書を発給する国もあるが、用途は自国内での情報参照に限られている
- ✓ オーストラリアを除いて、CITES許可書の自国内通関への連携はいずれの国も未実現である
- ✓ 日本では、CITES許可書は経済産業省が紙で申請者へ郵送し、通関手続きでは紙原本を提出する必要がある

我が国におけるCITES手続き電子化に向けた対応事項(案)

CITES許可書 電子ライセンス化

- 紙で発給しているCITES許可書を電子発給する
- 発給された電子ライセンスは、使用/未使用の状態を管理でき、有効期限を過ぎたライセンスは使用不可とする
- 相手国の手続きでCITES許可書の写しが求められるケースに対して、申請者で許可書の写しを印刷可能とする

電子ライセンスに よる通関手続き

- 通関申告においても、電子発給されたCITES許可書に基づく申請を可能とする
- 税関当局による輸出許可を以って、CITES許可書に電子的に裏書が実行される
- 相手国の手続きで求められるCITES許可書の紙原本は、通関裏書後に印刷し、貨物に添付する
- 輸入通関における相手国が発給するCITES許可書はNACCS(航空システムまたは港湾システム)に取り込む

電子署名の上CITES輸出許可書を発給している国は、CoP18に基づいて電子署名を行い、印刷数の制限、特殊用紙の仕様、透かし印刷等の施策で真正性を担保している。我が国においてもCITES輸出許可書の真正性を担保すべく、同等の施策を講じる必要がある。

CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA Page 1 of 2																			
3. Consignee (Name and address, country/region)		4. Permittee (Name and address, country/region)																	
5. Special Conditions For live animals, must comply with IATA Live Animals Regulations (air) or CITES guidelines for transport (other).		6. Name, address, national seal/stamp and country of Management Authority NATIONAL PARKS BOARD MINISTRY OF NATIONAL DEVELOPMENT National Parks Board Headquarters Singapore Botanic Gardens 1 Cluny Road Singapore 259569 REPUBLIC OF SINGAPORE																	
7/8. SCIENTIFIC NAME AND COMMON NAME (genus and species) OF ANIMAL OR PLANT		9. Description & Markings																	
10. Appendix No. & Source		11. Quantity and/or Sex																	
*12a. Country/Region of Origin		*12b. Permit No.																	
シンガポールは透かし印刷をしている。なお、特殊印刷機でのみCITES輸出許可書を発給可能																			
SAMPLE																			
*12. Country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated.			13. Purpose: <Purpose Type>																
14. THIS PERMIT IS ISSUED BY:																			
SINGAPORE Place of Issue		<Date of Issue> Date <Name of Issuing Officer> Signature																	
15. IMPORT/EXPORT ENDORSEMENT BY CUSTOMS/CITES AUTHORITY: (SEE BLOCK 7) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>S/N</th> <th>Quantity & Unit</th> <th>S/N</th> <th>Quantity & Unit</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		S/N	Quantity & Unit	S/N	Quantity & Unit													16. Bill of Lading/Air-Way-Bill No:	
S/N	Quantity & Unit	S/N	Quantity & Unit																
17. Validity Extended to:		Official Stamp and Title																	
<Part> Port		<Date> Date																	
Signature		Official Stamp and Title																	
Stamp		Signature																	

SAMPLE

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora		ORIGINAL Permit Certificate ☐ EXPORT ☒ RE-EXPORT ☐ OTHER		 1. Certificate no. 19CH00078R	
3. Importer (Name and address) Musterfirma Hauptstrasse 10 80331 München		4. Exporter/re-exporter (Name and address) BLVDiverse Zoo's Schwarzenburgstrasse 155 3003 Bern			
3a. Country of import Germany		4a. Country of export/re-export Switzerland			
5. Special conditions		5a. Purpose T 5b. Name, address, national seal and country of issuing Management Authority Federal Department of Home Affairs FDHA Federal Food Safety and Veterinary Office FSVO CITES MA of Switzerland and Liechtenstein Schwarzenburgstrasse 155 3003 Bern/Switzerland			

7. Scientific name Alligator mississippiensis	8. Common name American Alligator	10. Appendix II	10a. Source W
9. Description watchstraps		11. Quantity 19	11a. Unit pcs

A

12. Country of origin United States	Permit number 17US57144C/9	Date 28.09.2017
12a. Country of last re-export Singapore	Permit number 18SG006416CR	Date 27.06.2018
7. Scientific name *****	8. Common name *****	10. Appendix *****
9. Description *****		11. Quantity *****

B

12. Country of origin *****	Permit number *****	Date *****
12a. Country of last re-export *****	Permit number *****	Date *****
7. Scientific name *****	8. Common name *****	10. Appendix *****
9. Description *****		11. Quantity *****

C

12. Country of origin *****	Permit number *****	Date *****
12a. Country of last re-export *****	Permit number *****	Date *****
7. Scientific name *****	8. Common name *****	10. Appendix *****
9. Description *****		11. Quantity *****

D

14. Export endorsement To be stamped by Swiss customs upon export	13. This permit/certificate is issued: Date of issue 09.08.2019 Seal and signature
--	--

A
B
C

If for live animals, this permit or certificate is valid only if the transport conditions comply with the IATA Live Animals Regulations. If for live plants, with the IATA Perishable Cargo Regulations, or, in the case of non-air transport, with the CITES Guidelines for the Non-Air Transport of Live Wild Animals and Plants.

別紙様式1-1(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書
CITES permit/certificate : Government of Japan

1. 書類の種類 Type of document		Page	of
☒ 許可証番号 (受理時確定) ☐ 輸入 → import permits ☐ その他/other		1a. 頁番号 Sheet No. / Original Permit No. / Mailing No.	
		2. 有効期間 Valid until	
3. 輸入者 Importer (name, address and country)		4. 輸出者/再輸出者 Exporter / Re-exporter (name, address and country)	
5. 特別条件 Special conditions ※ 政府記入欄 For the government agency		5a. 目的 Purpose of transaction 5b. Security stamp No. 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority Trade and Economic Cooperation Bureau Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997	
決裁を終了した段階で確定 (有効期限は発行日の6ヶ月後)		セキュリティコードを入れる? チェックディジット?	
本資料は、生きている標本を対象としている場合、その輸送手段が航空輸送の場合は「国際航空輸送協定書 (ATA単行本)」に、それ以外の場合は「航空運送に関する条約」に、それぞれ準拠している場合に有効である。 This permit/certificate is only valid if the specimens are transported in compliance with the CITES Guidelines for the Transport and preparation for Shipment of Live Wild Animals or, in the case of air transport, the Live Specimens Regulations published by the International Air Transport Association (IATA).			
7a. 動物種の一覧 Common name of species		8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (age/sex if live)	
7b. 動物種の学名 Scientific name of species		9. 附属書・出所 Appendix, Source	
11. 原産国 Country of origin		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
12. 最終再輸出国 Country of last re-export		11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	
		11b. 発行日 Date of issue	
		12a. 再輸出証明番号 Re-export certificate No.	
		12b. 発行日 Date of issue	
7a. 動物種の一覧 Common name of species		8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (age/sex if live)	
7b. 動物種の学名 Scientific name of species		9. 附属書・出所 Appendix, Source	
11. 原産国 Country of origin		10. 数量・重量 Quantity (including unit)	
12. 最終再輸出国 Country of last re-export		11a. 輸出許可書番号 Export permit No.	
		11b. 発行日 Date of issue	
		12a. 再輸出証明番号 Re-export certificate No.	
		12b. 発行日 Date of issue	
13. This permit/certificate is issued by:			
Date of issue		Signature and official seal	
14. 船荷証券・航空運送状番号 Bill of lading / Air waybill number		15. Export endorsement ※ 税関記入欄 For customs use only	
15. 申告数量 quantity at the time of export / re-export A B		Place Date of endorsement Signature and official seal by customs official	

3.5. 電子化に向けた対応事項 - ④CITES許可情報の蓄積・開示

CITES許可書の諸外国管理当局間のデータ連携は、一部国で実証中の段階であり、データを双方向で送受信する方式でのデータ連携を志向しているが、日本国においては相手国がデータを参照可能とすることを目指すことが合理的と考えられる。

諸外国の取組や日本の現状

- ✓ CITES許可書の電子連携にあたり、EUではExchangeHubと呼ばれるデータ送受信用のシステムを構築中である
- ✓ スイスではノルウェーと管理当局間でのCITES許可書データの連携に係るPoCを実施中
- ✓ 日本では、紙原本で発給したCITES許可書や、通関手続きにおいて税関当局に提出された相手国CITES許可書を紙で保管している

我が国におけるCITES手続き電子化に向けた対応事項(案)

許可書情報の蓄積

- 日本国CITES許可書を電子ライセンスで発給する際に、許可書データを経済産業省内で蓄積する
- 許可書のステータス情報についても、適宜自動で更新する

許可書情報の外部開示

- 蓄積した許可書情報は、一定のセキュリティ基準を満たす方法で相手国の管理当局と税関、申請者がWeb上などで参照することを可能とする
(日本のデータ開示様式を定義し、連携国ごとに日本側の様式を変更することはない)

参考. 許可情報の外部開示 (国連ガイドラインの許可書データ連携方針)

国連が定めるeCITESは、電子ライセンス発給のみならず、CITES関連手続きの全般を効率化し、自動化することを目的とする。CITES関連手続きには、署名・管理(MAと自国税関間の電子連携)・レポーティング(年次報告書作成)・連携(MA間の電子連携/EPIX)を含む。

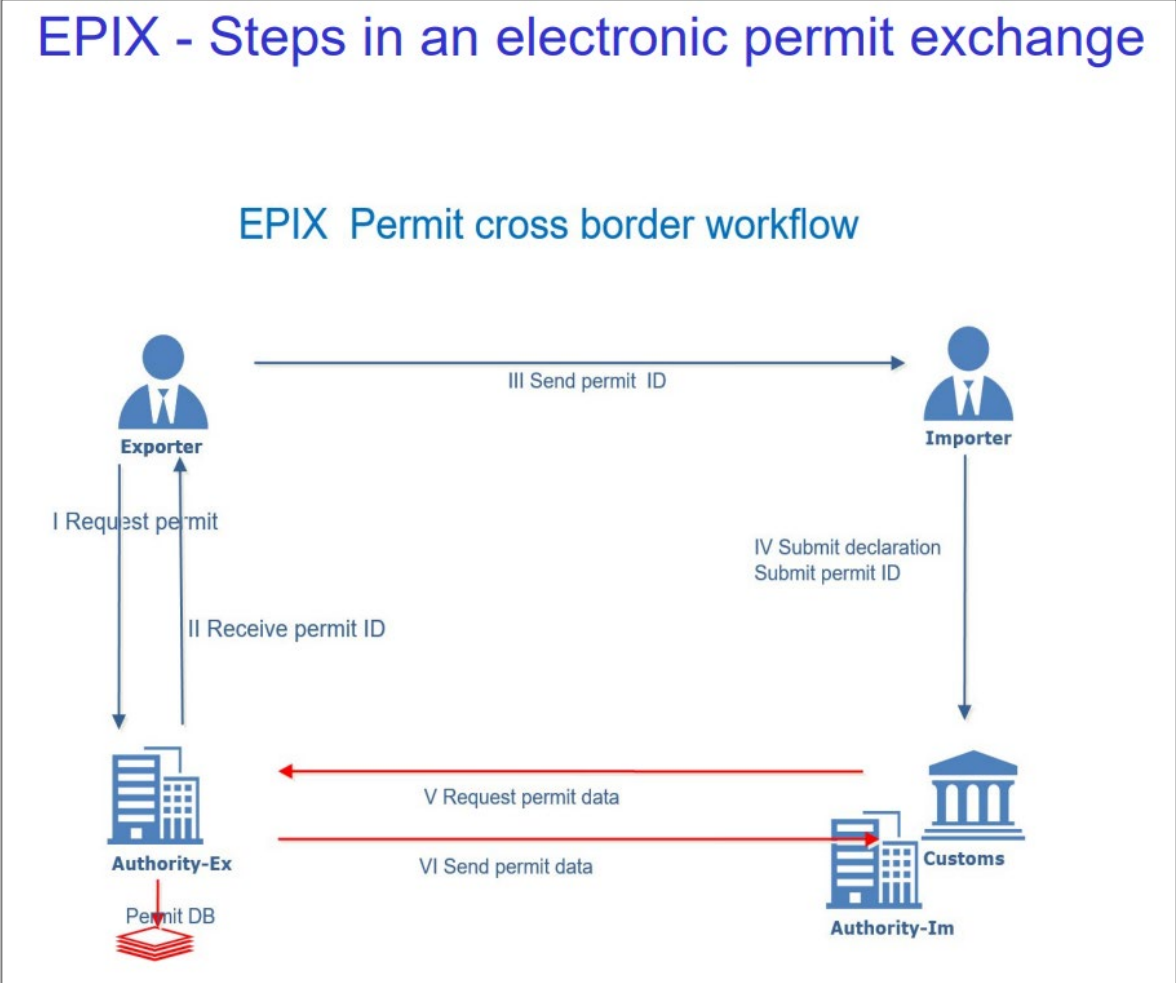
■国連が定めているeCITES*1とEPIX*2

出所:eCITES Implementation Guide [PDF](#)

1. **ePermit - Simplified permit issuance:** This pillar provides automation mainly between the CITES Management Authority and the exporters and importers. It automates business processes related to request of permits by traders, assessment of risks and scheduling of inspection, logging of inspection results, issuance of permit including electronic records of the permits, and electronic payment of fees.
2. **eControl - Border agency collaboration for better controls:** This pillar implements automated procedures between the Management Authority and other nationally designated CITES control agencies, thus providing automation on the national level. This includes exchange of permit data with Customs and any other nationally designated border agencies, use of electronic risk management techniques, improved data validation and Single Window integration of permits.
3. **eReport ⁶ - Automated reporting:** This pillar implements automated exchange of data between a Management Authority and the CITES Secretariat to meet annual reporting requirements.
4. **eExchange – electronic permit exchange with other countries:** This pillar implements automated exchange of electronic permits between CITES trading countries. It automates business processes for cross border exchange of permits for secure and integrated management of the trade transaction between the exporting, importing and transit countries.

⁶ The business processes for eReport and eExchange solutions are currently developed by the CITES Secretariat. Therefore we do not provide a description of the implementation of these steps at this moment.

出所:CITES electronic Permit Information Exchanges [PDF](#)



*1: electronic CITES Permit; CITES許可書の電子ライセンス発給及びCITES関連の手続きの改善と自動化

*2: Electronic Permit Information Exchange; 他国MA間のCITES許可証の電子連携

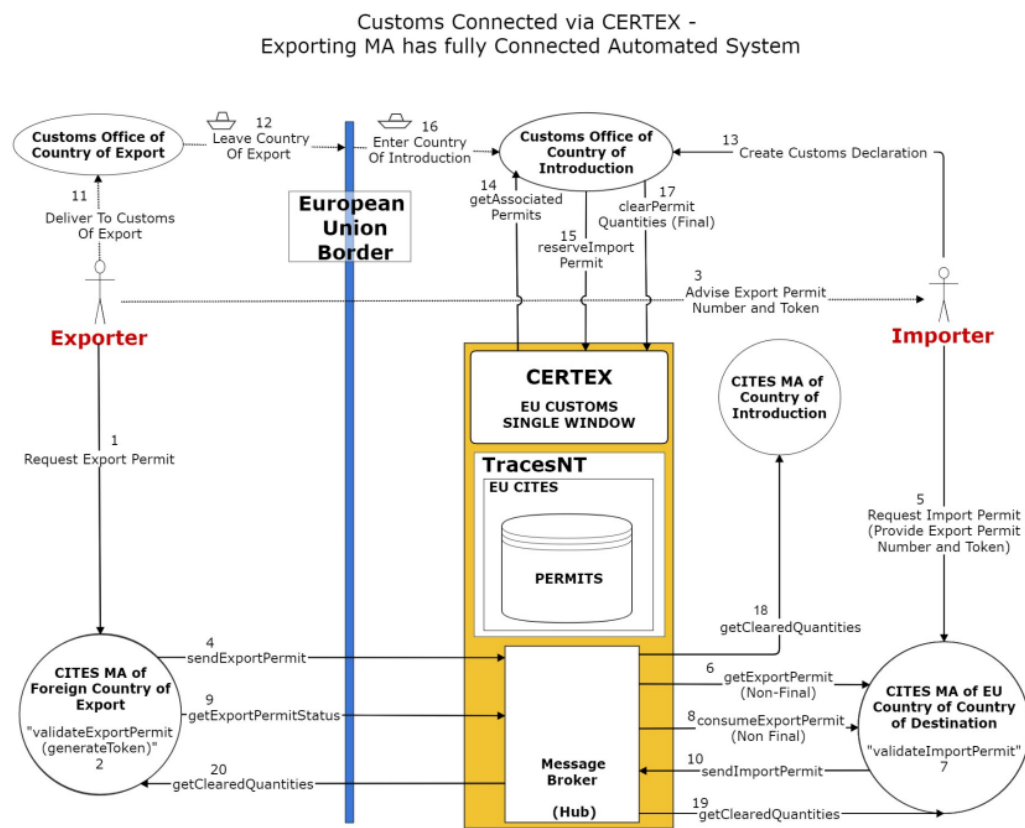
参考. 許可情報の外部開示 (EUデータ連携基盤(EU Hub)の取組例)

EUでは、EU域内で発給されるすべてのPermit・Certificateや通関データを一元管理すべく、EU Hubと呼ばれるデータ送受信のシステムを構築中である。今後EU外のCITES MAとは、EU Hubとの連携を目指し、非連携国とは引き続き紙原本を取り扱う予定。

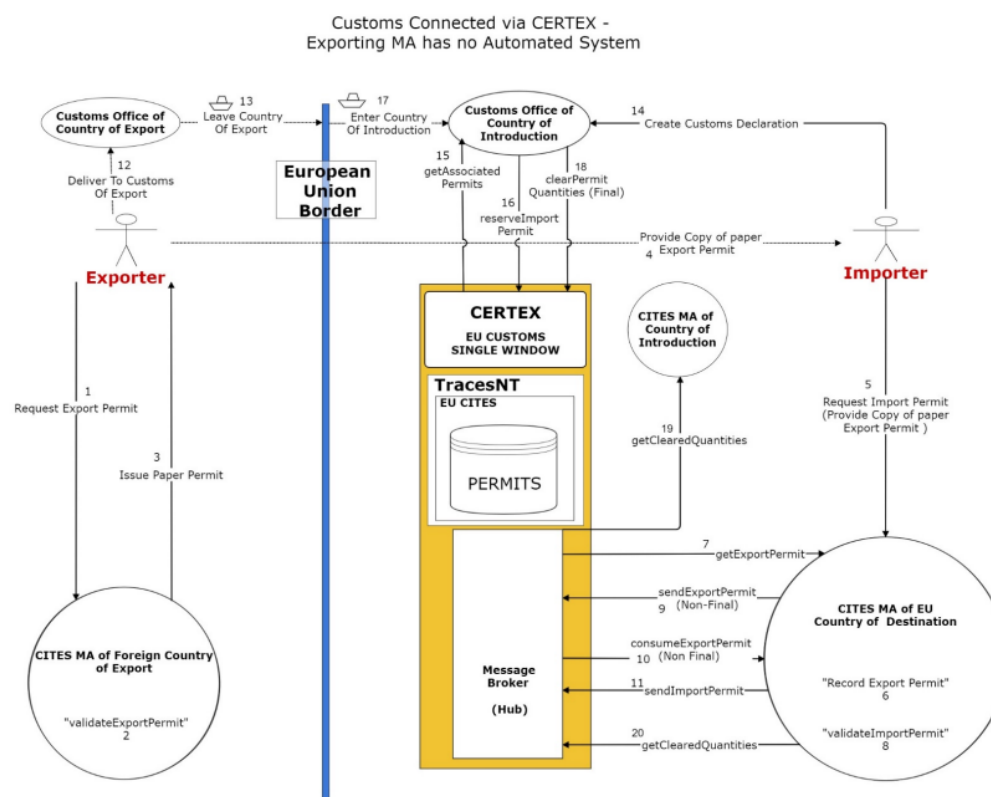
■EU HubとEU外 連携国とのCITES許可書連携イメージ

出所:EU Hub for Exchange of CITES Permits [PDF](#)

origin



■EU HubとEU外 非連携国とのCITES許可書連携イメージ



4. 我が国におけるCITESデジタル化方針と移行計画案

1. 貿易プラットフォームの動向
2. TradeWaltzの概要
3. システム構成案の前提
4. システム構成案
5. 構成案のメリット・デメリット
6. デジタル化に向けた移行計画案

4.1. 貿易プラットフォームの動向 (全体)

貿易金融分野において、現在世界で認知されている貿易金融プラットフォームは約30程存在する中、以下が主要なプラットフォームと位置付けられる。プラットフォーム毎に異なる開発フェーズにあり、扱う取引や対象企業に特色がみられる。

貿易金融					サプライチェーン
信用状	オープンアカウント	取立手形	Invoice/ PO Finance		
本番データ使用段階	Contour (2018年4月) ＜欧州＞ING, HSBC, BNP Paribas, Standard Chartered, SEB ＜米国＞Citi Ventures ＜アジア＞Bangkok Bank, HDBank, CTBC,DBS ＜日本＞SMBC 等 約50社以上		we.trade (2017年1月* ¹) ＜欧州＞ Deutsche Bank, HSBC, Société Générale, UBS, UniCredit ＜米国＞ IBM 等 約17社	TradeLens (2018年8月) ＜欧州＞ Maersk ＜米国＞ IBM ＜日本＞ 三菱倉庫、ONE、井本商運 等 約300社以上	
		eTradeConnect (2017年3月) ＜アジア＞Bank of China, Bank of East Asia, DBS, Hang Seng, HSBC HK, Standard Chartered HK ＜オセアニア＞ ANZ Bank 等 約12社			
	komgo (2018年8月) ＜欧州＞ ABN AMRO, BNp Paribs, Crédit Agricole, GUNVOR, ING Group, Mercuria, Natixis, Rabobank, SGS, Société Générale ＜米国＞Citi, Koch Supply & Trading, Shell ＜オセアニア＞ Macquarie ＜日本＞MUFG, SMBC 等 約18社				
	TradeWaltz (2017年8月) ＜日本＞ SMBC, MUFG Bank, Mizuho Bank, 伊藤忠、丸紅、日本通運 等 約18社	Marco Polo (2017年) ＜欧州＞BNP Paribas, Commerzbank, ING, Standard Chartered Bank, Credit Agricole, Natixis, NatWest ＜アジア＞Bangkok Bank ＜北米＞Bank of America, BNY Mellon ＜南米＞Bradesco ＜日本＞SMBC, MUFG 等 約50社	TradeWaltz (2017年8月) ＜日本＞ SMBC, MUFG Bank, Mizuho Bank, 伊藤忠、丸紅、日本通運 等 約18社		
実証段階	Finacle Trade Connect (2017年11月) ＜インド＞ICICI Bank, Axis Bank, Standard Chartered Bank, IndusInd Bank and South Indian Bank 等 14社				
		Trade Information Network (2018年末) ＜欧州＞BNP Paribas, Deutsche Bank, HSBC, Standard Chartered ＜オセアニア＞ ANZ Bank ＜米国＞Citi 等 約6社			

4.2. TradeWaltzの概要 (会社概要)

株式会社トレードワルツは日本国内大手企業7社の共同出資で設立され、ブロックチェーン技術を使用した貿易プラットフォーム「TradeWaltz」を運営している。現時点では信用状を中心とする貿易金融領域を中心とするプラットフォームに位置づけられる。

会社概要

- 2020年4月設立
- 資本金 21億円(資本準備金含む)
- 株式会社NTTデータ、三菱商事株式会社、豊田通商株式会社 等7社の共同出資で事業開始

直近のプレスリリース

- 設立時の調達金 21億円、2回目の外部調達金 9億円
- 2021年10月に輸出機能トライアル版をリリース
- 2022年2月にはタイ国の貿易プラットフォームとシステム連携に合意

TradeWaltzプラットフォームの概要

図1 TradeWaltz導入前 従来は壮大な伝言ゲーム

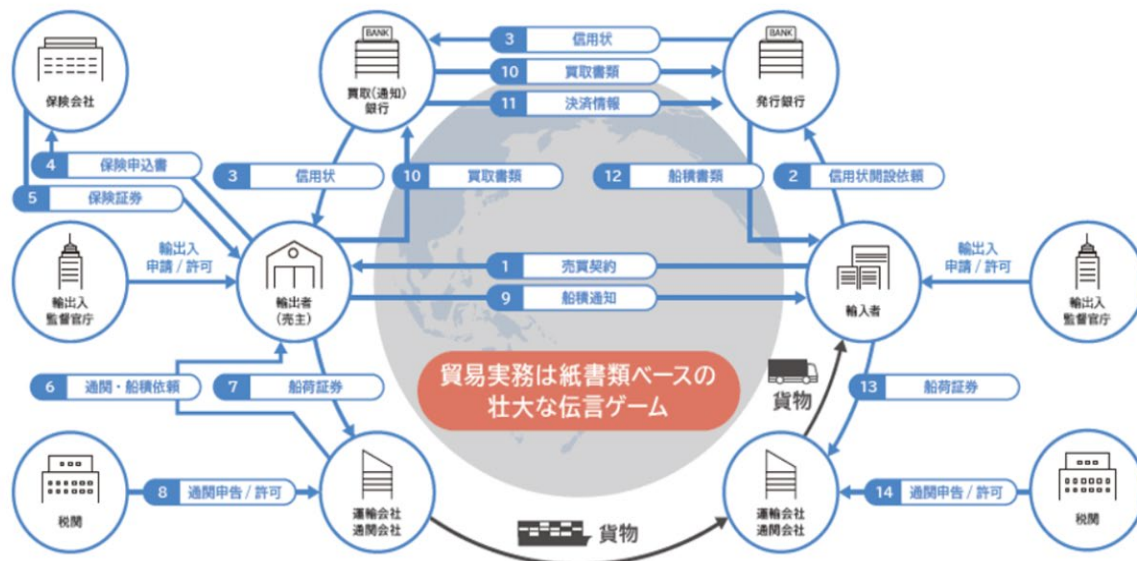
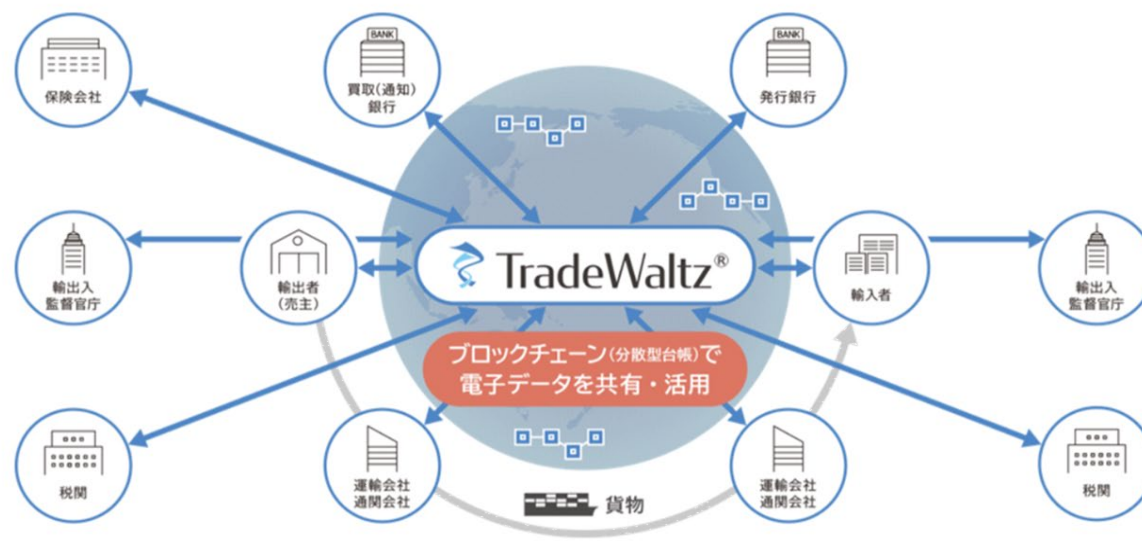


図2 TradeWaltz導入後 業界横断で貿易業務を一元的に管理



4.2. TradeWaltzの概要 (今後の計画)

TradeWaltzは2022年に向けて海外諸国、特にAPECで利用されている貿易プラットフォームとのデータ連携を計画中。現在は輸出機能のトライアル版をリリースし、国内業者向けに2022年3月までトライアル期間を設定している。

これまでの実績：海外、特にAPECとの連携

11/8 ウェビナー資料抜粋

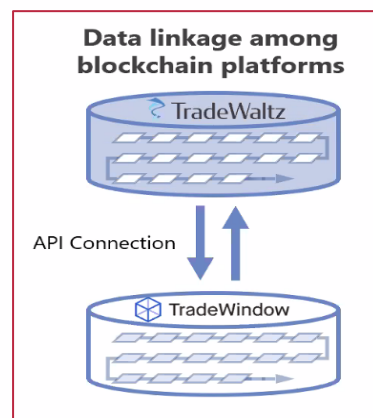
TradeWaltz will not only serve as a platform to connect trade practitioners in Japan, but is also moving to connect with platforms in APEC and other countries around the world to help strengthen global supply chains by connecting trade data from around the world.



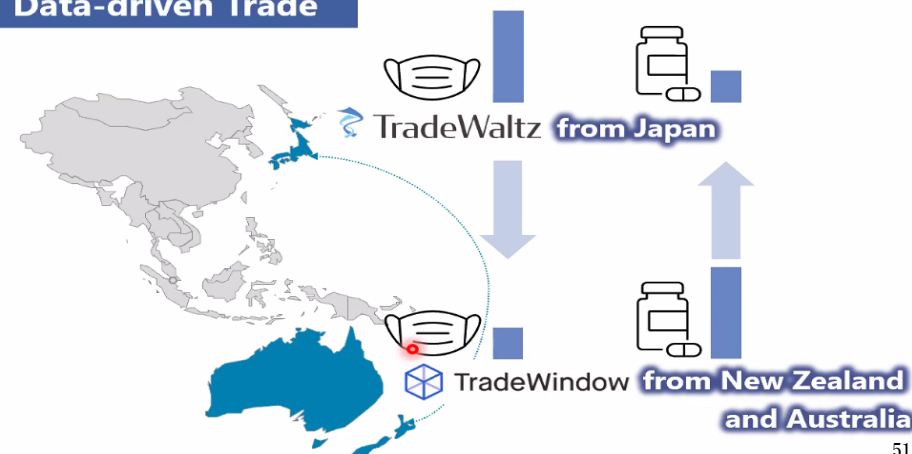
- 2022年3月までのトライアル期間で機能や画面イメージをアジャイル開発手法でブラッシュアップ
- なお、輸入機能は来年以降の対応になる見込み
- その上で、他諸国のプラットフォームとブロックチェーン上でAPIを通してデータ連携
- NET NACCSも2022年3月に連携開始の予定

日本だけでなく世界のサプライチェーン強靱化を担う存在へ、共に

Visualization of inventory and distribution routes of essential products such as masks and pharmaceuticals between the two countries will deepen the resilience of the supply chain, including security.



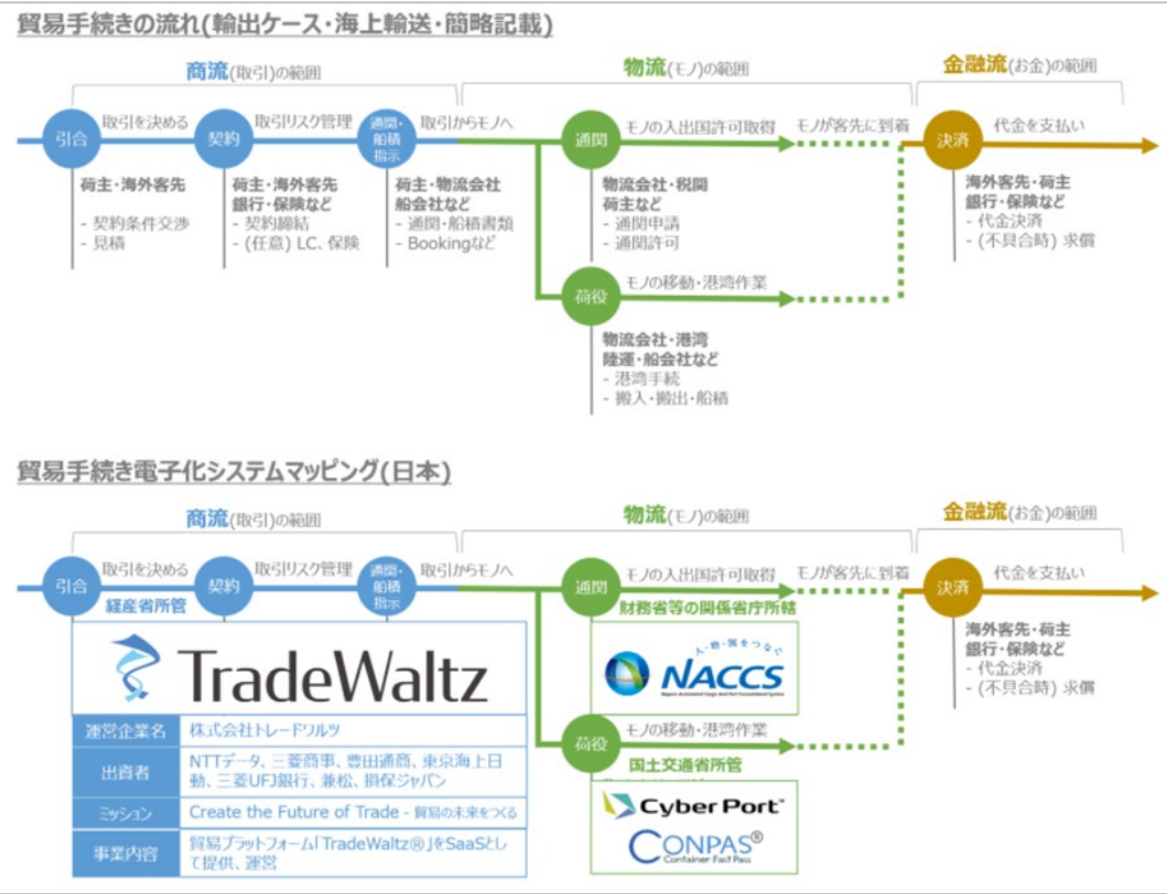
Data-driven Trade



4.2. TradeWaltzの概要 (NACCSとの位置付け)

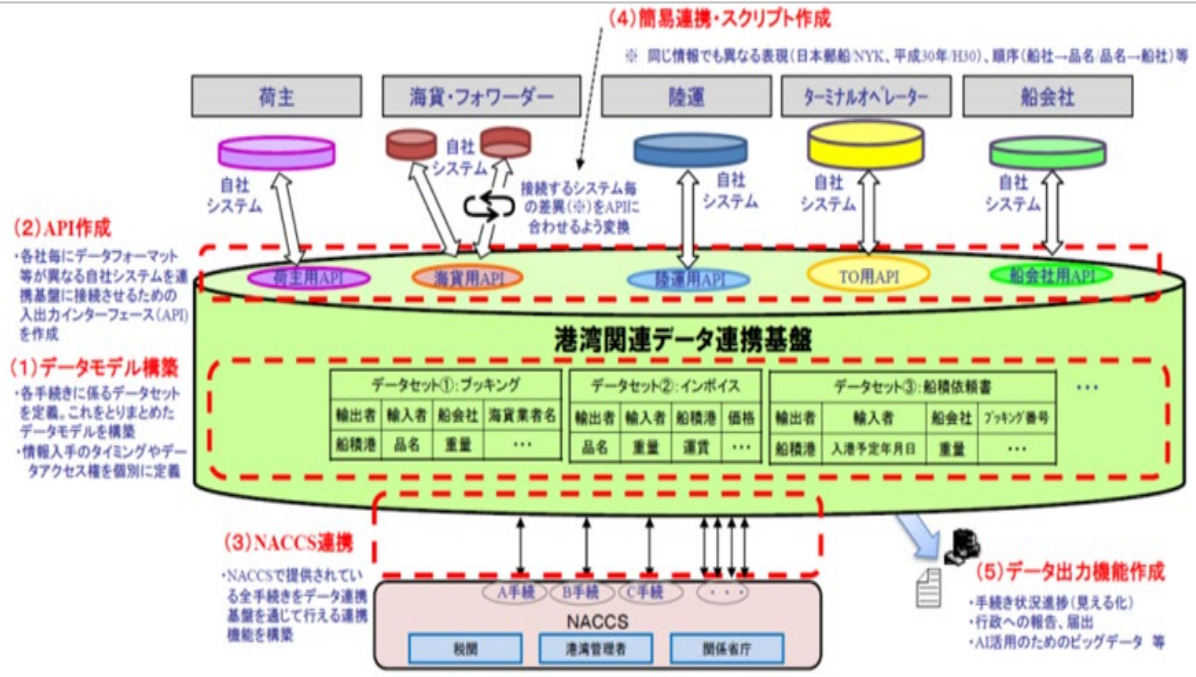
国土交通省「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」における検討では、NACCSは関係省庁・税関の手続きに利用し、TradeWaltz 荷主・フォワーダー等の荷役情報のプラットフォームと位置付けられるため、将来的にもNACCSが残存する理解である。

■ 貿易手続き電子化システムのマッピング (情報誌「港湾」2021年8月号)



URL:TradeWaltz [プレスリリース](#)

■ 港湾関連データ連携基盤 (国土交通省「港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会」)



URL:港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会 第一回 [配布資料4](#)

・関係省庁の輸出入許可・申告は将来的にNACCSが残存する理解であり、国土交通省の港湾電子化(サイバーポート)においては、TradeWaltzなどの関連システム間のデータ連携基盤を整備することを検討中。

4.3. システム構成案の前提

事業の目的

- 本事業の目的は、CITESに関する業務のデジタル化の実現方法を調査検討し、手続きのデジタル化/効率化を実現すること

システム構成案の前提

- 既存システムの有効活用
(既にある機能を中心に不足する機能を補完する方法を考える)
- 暫定対応ではなく将来的な恒久対応
(TradeWaltzなど日本国内のプラットフォームを将来的に考慮しても意味ある投資であること)
- 適所最適ではなく、貿易手続き全体最適を考慮
(申請者、経産省審査官など其々の関係者の効率性を考慮)

検討すべき事項

- 電子申請の促進、保険的に残す必要がある紙申請を考慮したプロセス
- 電子/紙申請の審査業務のデジタル化(紙を中心とする業務のオンライン化)
- 輸出における日本国CITES輸出許可書の電子化(紙で発給している許可書のオンライン交付方法、真正性の担保方法)
- 電子発給する日本国CITES輸出許可書に基づく通関手続き(裏書含む)の対応方法
- 将来的な許可情報の電子連携の実現方法

4.4. システム構成案 (概要)

我が国における理想的なインフラ構成案の協議として、現行紙を中心とするCITES許可書関連の業務のデジタル化について、外為法と同様にNACCSを中心としてライセンスの電子化等を実現する案、CITES用の新システムを構築して実現する案が考えられる。

			申請	審査	科学当局助言	ライセンス発給 (+写し印刷)	税関申告	税関裏書 (+原本印刷)	各国連携
現状	電子	外為法	NACCS	紙	-	NACCS	NACCSまたは紙	NACCS	-
		CITES			メール	紙	紙	紙	メール
	紙	外為法	紙	紙	-	紙	NACCS または紙	紙	-
		CITES			メール	紙		紙	メール
NACCS集約	電子	外為法	NACCS	NACCS または 新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	-
		CITES			新システム (デジタル審査)	NACCS		NACCS	新システム (Webページ)
	紙	外為法	紙 (原則電子集約。保 険的な手段として一 部残存)	NACCS または 新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	-
		CITES			新システム (デジタル審査)				新システム (Webページ)
CITES用新システム	電子	外為法	NACCS	NACCS または 新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	-
		CITES	NACCS 新システム		新システム (デジタル審査)	新システム		新システム	新システム (Webページ)
	紙	外為法	紙	NACCS または 新システム	-	紙	NACCS または紙	紙	-
		CITES	紙(非常時のみ) 新システム		新システム (デジタル審査)	新システム		新システム	新システム (Webページ)

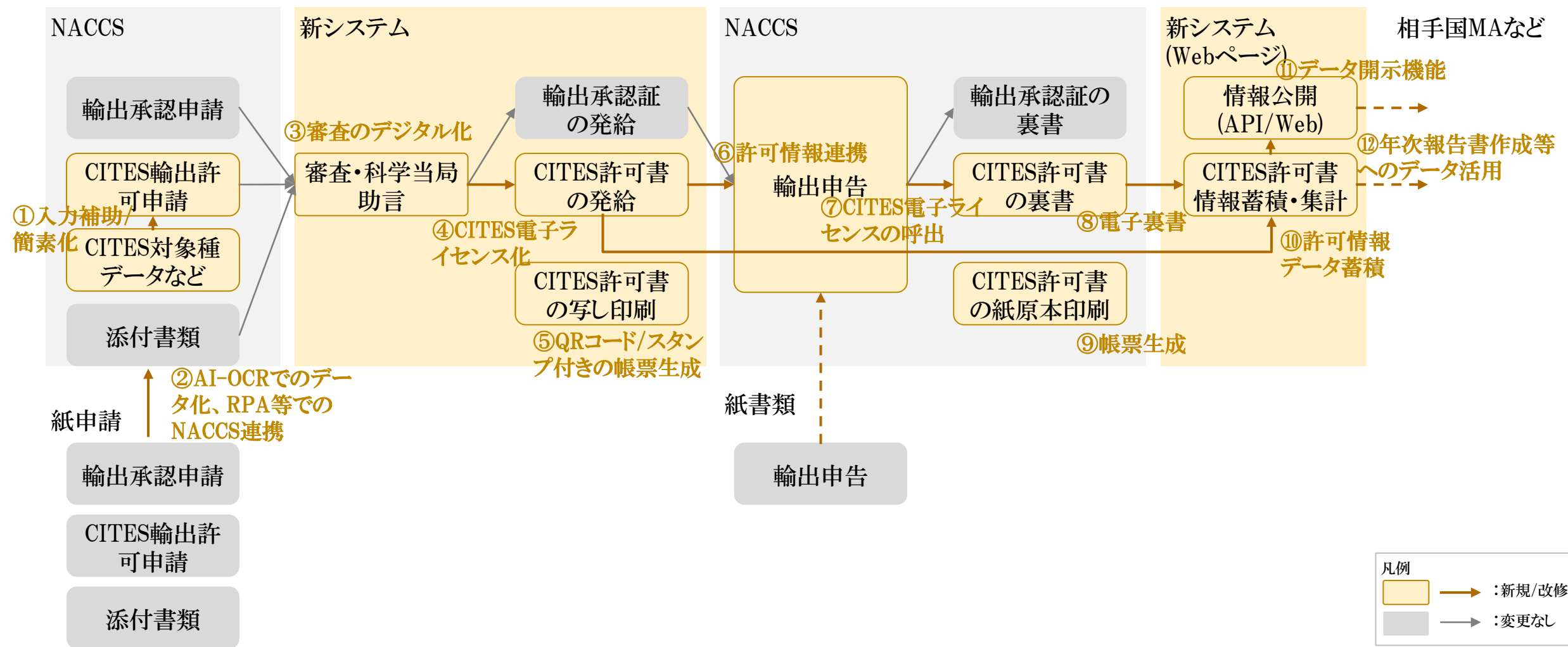
紙で発給するCITES許可書や書類の紙審査など、紙中心の業務

↓

CITES許可書の電子化、書類の電子化による業務のデジタル化を実現。
実現手段として、外為法は既存NACCSを中心に据えるが、CITES関連のデジタル化については「NACCSでの実現」と「新システムでの実現」のいずれも採用し得る

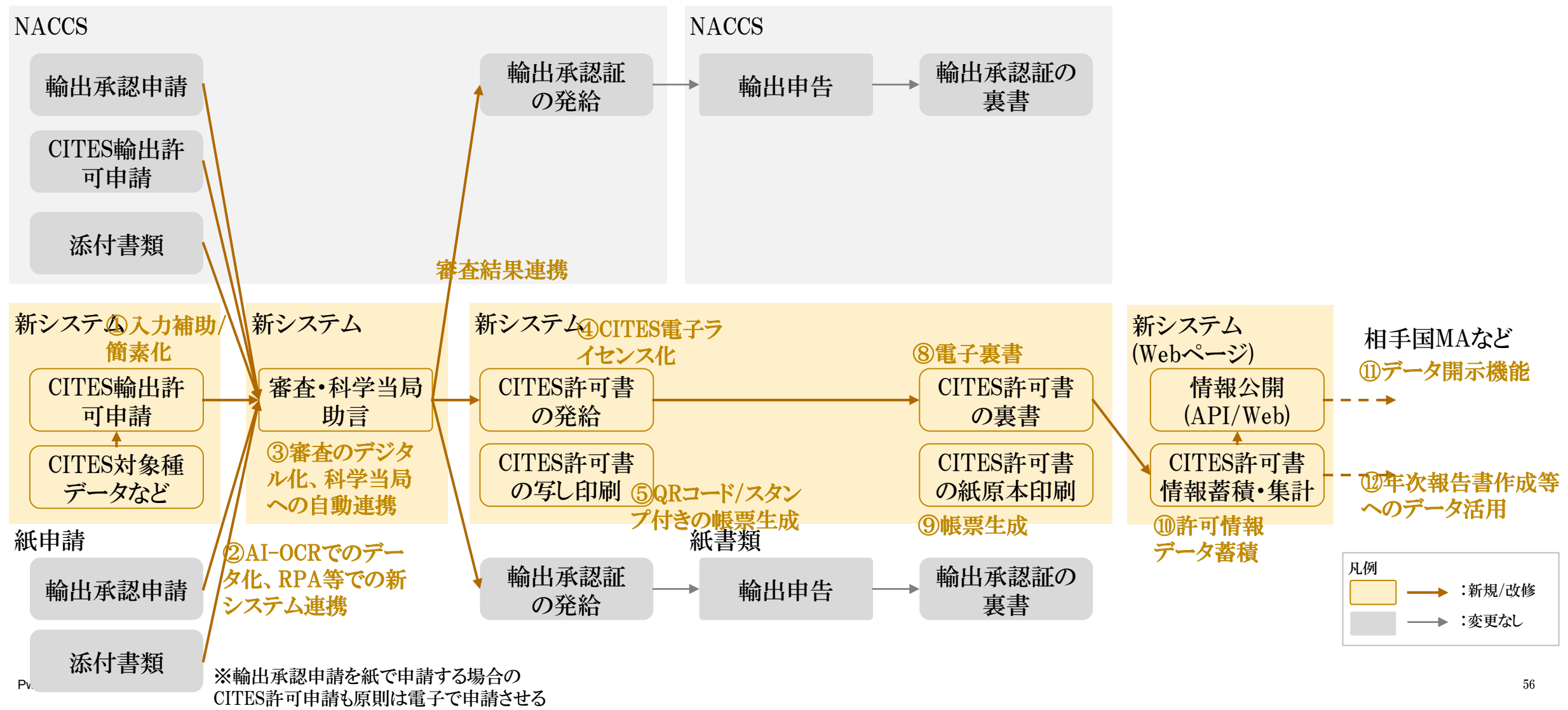
4.4. システム構成案 (詳細 - NACCS集約案)

申請者作業、審査官の業務、税関当局の審査業務などの簡素化/効率化、電子化を効果的に図るために、NACCSにシステム機能を集約する案である。



4.4. システム構成案 (詳細 - CITES新システム案)

NACCSで不足する機能を新規システムで構築し、事業の目的である「業務のデジタル化」と日本におけるCITESデジタル化の早期実現を目指す案である。



4.5. 構成案のメリット・デメリット

NACCSを中心としてライセンスの電子化等を実現する案、CITES用の新システムを構築して実現する案はそれぞれあり、両方の案をとり得る。

		申請受付/作成	申請書審査 ・科学当局確認	許可書発給	通関申告/審査	裏書/原本印刷	他国MA連携
現行		NACCS	システム外 (紙の審査)	システム外 (紙の原本発給)	NACCS (税関)	システム外 (紙への裏書)	システム外 (メール等)
NACCS 集約案	メリ ット	NACCS既存の申請機能を使用するため、追加開発は最小限	案による差異なし	相手国手続きに必要なとなる紙許可書 (電子署名、タイムスタンプなど) を経産省システムで作成可能	案による差異なし	税関目線でシステムの泣き別れが発生せず、大きい業務変更なし	案による差異なし
	デメ リット	入力支援等の改修可否が不明		CITES許可書作成の改修可否が不明		通関での裏書内容を経産省でタイムリーに把握不可	
CITESは 新システム	メリ ット	申請項目の削減などの申請者の利便性向上がより見込める	案による差異なし	相手国手続きに必要なとなる紙許可書 (電子署名、タイムスタンプなど) を経産省システムで作成可能	案による差異なし	- 経産省管轄システムで許可書印刷可能 - 通関での裏書内容を経産省で把握可能	案による差異なし
	デメ リット	NACCS既存の申請機能と重複し、申請窓口が複数に跨る		外為法に基づく他の許可証発給とシステムが泣き別れ		税関目線でシステムが泣き別れ	

4.6. デジタル化に向けた移行計画案 (1/2)

両案ともにメリット/デメリットが想定されるため、いずれの案においても新システムでの実現となる見込みの審査と各国連携は新システムの構築を開始し、その他業務領域はNACCSに対して改修要望を提示し、回答結果も踏まえて新システムの構築可否を判断することを想定。

			申請	審査	科学当局助言	ライセンス発給 (+写し印刷)	税関申告	税関裏書 (+原本印刷)	各国連携
現状	電子	外為法	NACCS	紙	-	NACCS	NACCSまたは紙	NACCS	-
		CITES			メール	紙	紙	紙	メール
	紙	外為法	紙	紙	-	紙	NACCS または紙	紙	-
		CITES			メール	紙		紙	メール
NACCS集約	電子	外為法	NACCS	NACCS または新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	-
		CITES			新システム (デジタル審査)	NACCS		NACCS	新システム (Webページ)
	紙	外為法	紙 (原則電子集約。保 険的な手段として一 部集約)	NACCS または新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	-
		CITES			新システム (デジタル審査)			NACCS	新システム
CITESや新システム	電子	外為法	NACCS 新システム	NACCS または新システム	-	NACCS	NACCS または紙	NACCS	新システム (Webページ)
		CITES			新システム	新システム		新システム	
	紙	外為法	紙 紙(非常時のみ) 新システム	NACCS または新システム	-	紙	NACCS または紙	紙	-
		CITES			新システム	新システム		新システム	新システム (Webページ)

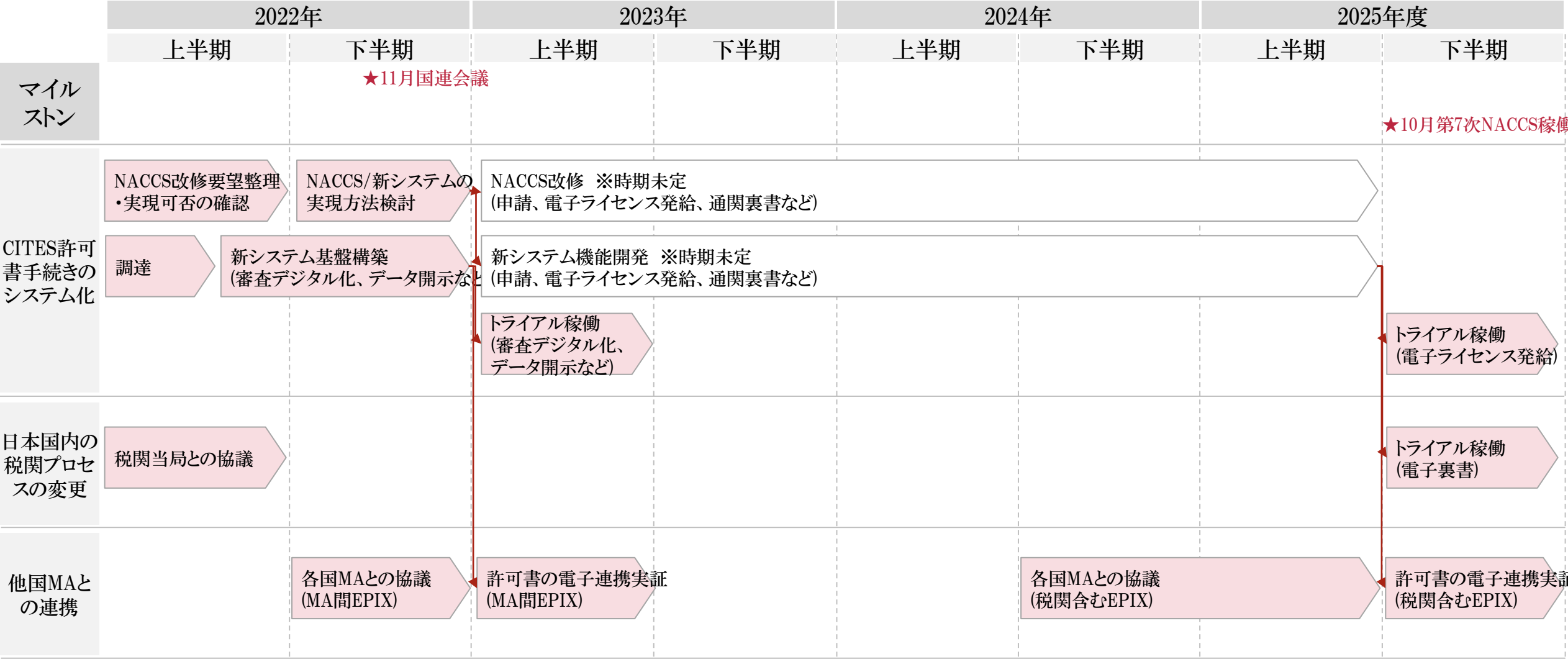
紙で発給する
CITES許可書や書
類の紙審査など、
紙中心の業務



CITES許可書の電子化、書類の電子化による業務のデジタル化を実現。実現手段として、外為法は既存NACCSを中心に据えるが、CITES関連のデジタル化については「NACCSでの実現」と「新システムでの実現」のいずれも採用し得る。

4.6. デジタル化に向けた移行計画案 (2/2)

NACCS改修要望の実現可否に関係なく進められる審査のデジタル化と紙文書のデータ化にまず着手し、その他の追加機能については、実現可否結果に鑑みて採択案(理想案/ 妥当案)を2022年度末に判断し、2025年下半期稼働に向けて2023年度から着手します。



Thank you

www.pwc.com/jp

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.